

大河原町
第3次障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画



令和3年3月
大河原町

はじめに

本町では、平成30年3月に、「第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、すべての町民が安心して地域で暮らすまちづくりを目指してきました。

この間、国では社会のあらゆる分野において、障がい者の自立支援に向けた法令の改正や社会環境の整備が進められています。

今回、サービスの事業計画となる「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、国からの指針を踏まえ、「第3次障がい者計画」の時点修正を行うとともに、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

「第6期障がい福祉計画」では、障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援など円滑な事業実施のための方策など6つの方策を掲げ、「第2期障がい児福祉計画」では、障がい児本人の最善の利益を考慮し、障がい児の健やかな育ちを支援することなど4つの基本方針を策定しております。

今後の本計画推進にあたりましては、それぞれの成果目標達成のため、多くの皆さまのご理解とご意見をいただきながら、着実な事業実施に取り組むとともに、町政の最上位計画である「第6次大河原町長期総合計画」に掲げる社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を推進し、障がい者本人のライフステージに合わせて生活全般に亘る総合的な支援を行うよう、関係機関や事業者と連携し、多様なニーズに対応したサービスの提供に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「大河原町障害者計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係機関の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和3年3月



大河原町長 齋 清 志

「障がい」のひらがな表記について

大河原町「障がい」ひらがな表記取扱指針（平成23年11月1日実施）に基づき、町全体で障がいへの理解を深めることを目指して「障がい」と表記します。

（法令、固有の名称、人の状態を表さないもの、医学用語の専門用語などは適用外）

目次

第1部 序論.....	1
第1章 計画の基本事項.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画期間.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の対象.....	8
5 計画の策定体制.....	9
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	12
1 総人口、世帯.....	12
2 障がい者の人数.....	13
3 障がい者を支える地域の状況.....	18
第3章 施策の現状と今後の課題.....	22
1 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の状況.....	22
2 障がい者施策の進捗.....	28
3 障がい者の意向と今後の課題.....	30
第2部 障がい者計画〔第3次〕.....	35
第1章 計画の基本方針.....	37
1 基本理念（障がい者施策推進の基本となる考え方）.....	37
2 施策体系.....	38
3 計画の推進体制.....	39
第2章 施策の展開.....	41
目標1 お互いを理解し、認めあうまちへ.....	41
方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及.....	42
方針2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進.....	44
目標2 地域で支えあうまちへ.....	50
方針3 相談支援と情報提供の充実.....	52
方針4 医療環境と療育体制の充実.....	55
方針5 生活支援と支えあい活動の充実.....	58
方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり.....	62
目標3 みんなが参加するまちへ.....	65
方針7 障がい児の保育と教育の充実.....	66
方針8 障がい者の自立を支える環境づくり.....	69
第3部 障がい福祉計画〔第6期〕.....	73
第1章 令和5年度の成果目標.....	75
成果目標1 施設入所者の地域生活への移行.....	75

成果目標2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
成果目標3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	77
成果目標4	福祉施設からの一般就労移行	77
成果目標5	相談支援体制の充実・強化等	79
成果目標6	障害福祉サービス等の質の向上に係る目標	79
第2章	障害福祉サービス	80
1	利用見込みの基本的な考え方	80
2	訪問系サービス	81
3	日中活動系サービス	82
4	居住系サービス	87
5	相談支援	89
6	その他サービス	90
第3章	地域生活支援事業	91
1	必須事業	92
2	任意事業	98
第4章	円滑な事業実施のための方策	99
第4部	障がい児福祉計画〔第2期〕	101
第1章	基本方針	103
第2章	令和5年度の成果目標	104
成果目標1	児童発達支援センターの設置	104
成果目標2	保育所等訪問支援の実施	104
成果目標3	重症心身障がい児の支援事業の実施	104
成果目標4	医療的ケア児を支援する体制構築	104
第3章	障害児支援事業	105
1	障害児通所支援等	105
2	障害児相談支援	107
3	発達障がいのある子ども、保護者に対する支援	108
4	医療的ケア児を支援する体制構築	109
第5部	資料編	111
1	大河原町障害者計画等策定委員会委員名簿	113
2	計画策定スケジュール	114

第 1 部 序論

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

本町ではこれまで、「第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者本人のライフステージに合わせて生活全般にわたる総合的な支援、障害福祉サービスの提供と環境整備に取り組んできました。

この間、国では社会のあらゆる分野において、障がい者の自立支援に向けた法令の改正や社会環境の整備が進められています。

この度、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改訂時期に当たり、国から新たな施策の方向性が示されたため、町のサービス利用状況、障がい者の推移を踏まえ、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」のうち、後者の2計画を改訂し、「第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）として、策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、「第3次障がい者計画」が中期的な指針として6年間（平成30～令和5年度）とします。

サービスの事業計画となる「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、法令に則り、3年間（令和3～5年度）とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3次障がい者計画（6年間）					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		

3 計画の位置付け

(1) 根拠法令

「第3次障がい者計画」は、障害者基本法第11条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

「第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

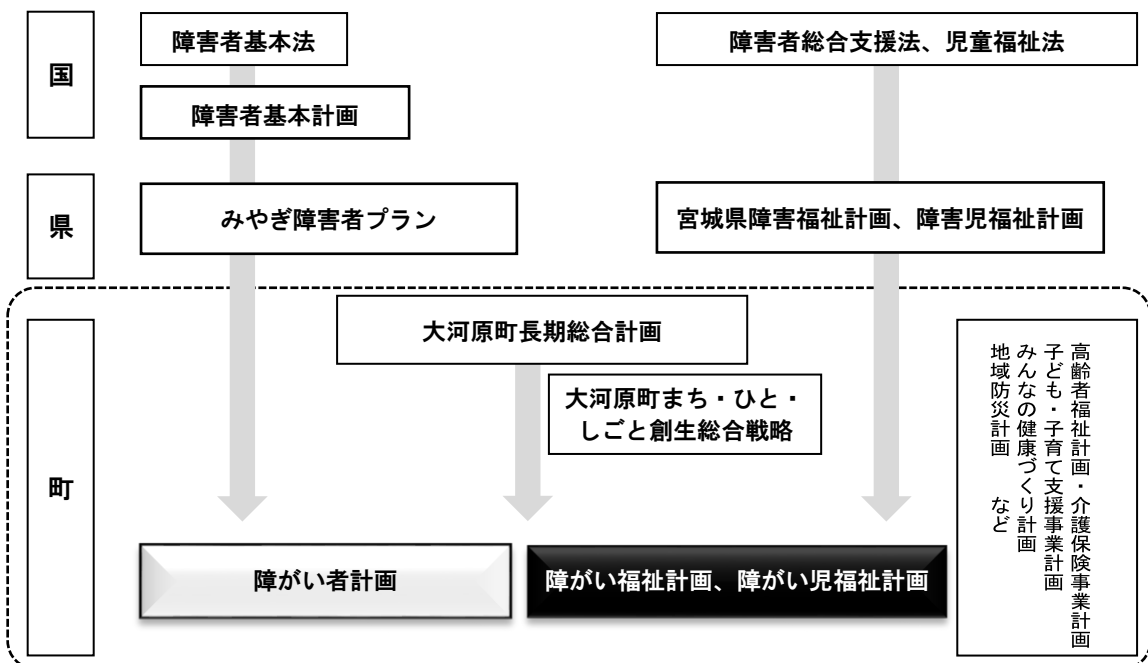
「第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条で地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示します。

(2) 法令、他の計画との関係

本計画は、町政の最上位計画である大河原町長期総合計画の実現、まちづくりの重要戦略である「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けた、医療・福祉分野計画のひとつです。

また、国の法制度や指針、県の計画、本町の諸計画との整合性を図り、策定します。

<法令、他の計画との関係>



(参考) 法令などの主な改正動向

<p>障害者虐待防止法 (H24.10.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○ 虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 (H25.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○ 制度の谷間のない支援の提供(難病) ○ 障害程度区分から障害支援区分へ改正
<p>障害者権利条約 (H26.1.20 批准承認)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の固有の尊厳の尊重を促進
<p>障害者差別解消法の施行 (H28.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○ 合理的配慮の提供
<p>成年後見制度利用促進法 (H28.5.13 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用促進委員会の設置
<p>ニッポン一億総活躍プラン (H28.6.2閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○ 地域共生社会の実現
<p>発達障害者支援法の一部を改正する法律(H28.8.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者支援地域協議会の設置 ○ 発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(H30.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○ 就労定着支援の創設(就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定義務付け) ○ 医療的ケアを要する障害児に対する支援(H28.6.3施行)

(参考) 国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」のポイント

<p>(1) 基本指針について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。 ○ 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度
<p>(2) 基本指針見直しの 主なポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における生活の維持及び継続の推進 ○ 福祉施設から一般就労への移行等 ○ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○ 発達障害者等支援の一層の充実 ○ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ○ 相談支援体制の充実・強化等 ○ 障害者の社会参加を支える取り組み ○ 障害福祉サービス等の質の向上 ○ 障害福祉人材の確保
<p>(3) 成果目標の新規 追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、 就労B型：1.23倍 ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、 7割以上の利用 ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 ：7割以上 ○ 障害児支援の提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市 町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコ ーディネーターの配置(一部新) ○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村または各圏域で、相談支援体制の充実・強 化に向けた体制を確保 ○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の 向上を図るための体制構築

出典：厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(参考) 国の障害者基本計画(第4次)の概要(平成29年度策定)

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる
計画期間	平成30年度から令和4年度までの5年間
基本原則	<p>①地域社会における共生等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保 ・情報の取得または利用のための手段について選択する機会の拡大 <p>②差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 <p>③国際的な協調の下での共生社会の実現</p>
各分野に共通する 横断的視点	<p>(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える</p> <p>(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>(5) 障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</p> <p>(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進</p>
施策の円滑な推進	<p>(1) 協力・連携の確保</p> <p>(2) 理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進</p>
各分野の障害者施策 の基本的な方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な生活環境の整備 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3 防災、防犯等の推進 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 6 保健・医療の推進 7 行政等における配慮の充実 8 雇用・就業、経済的自立の支援 9 教育の振興 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11 国際社会での協力・連携の推進

出典：内閣府 障害者政策委員会

4 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された障害者基本法の定義に則り、次の通りとします。

- 身体障害
- 知的障害
- 精神障害（発達障害を含む）
- その他の心身の機能に障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障害（自閉症スペクトラム障害、学習障害など）、高次脳機能障害などを含みます。

ノーマライゼーション社会の実現に向けて、すべての町民、すべての関係者が対象となる施策・事業を含みます。

※本計画の「障がい者」の表記には、障がい児（18 歳未満）、その他の対象者を含めます。（断り書きのある場合を除く）

※自閉症スペクトラム障害

自閉症は「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「パターン化した興味や活動」の3つを特徴とする障害。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

（参考）障害者基本法第二条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

①大河原町

本計画の決定機関として、大河原町障害者計画等策定委員会の提案を尊重し、町議会の意見を伺い、庁議を経て計画を決定します。

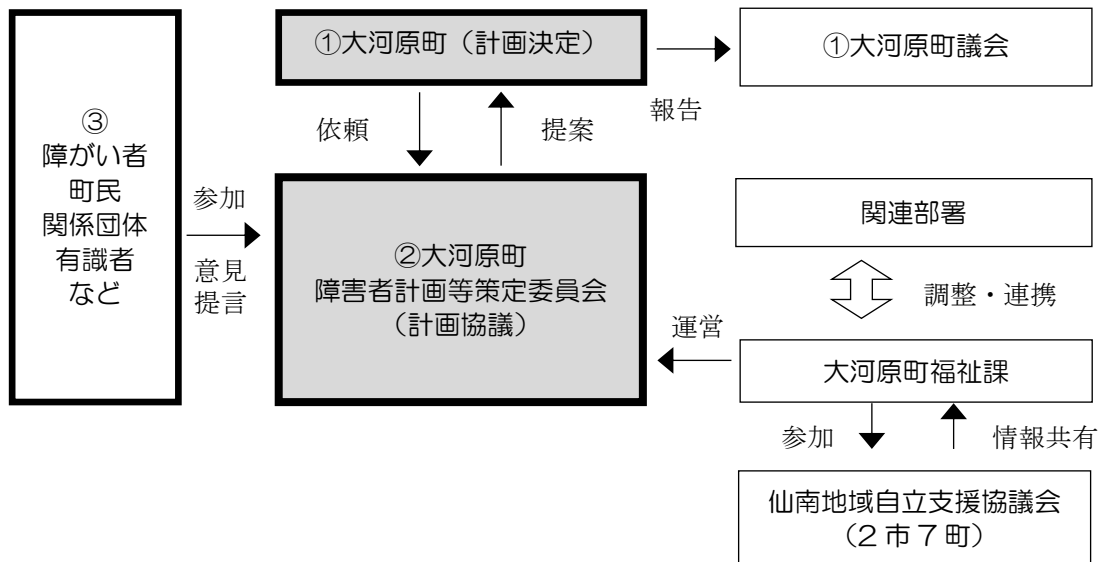
計画は町議会に報告します。

②大河原町障害者計画等策定委員会

障がい者の当事者団体、障害福祉サービス事業者、大河原町社会福祉協議会、関係行政機関の職員などの参画を得て「大河原町障害者計画等策定委員会」を設置し、本町の障がい者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、町長に計画案を提案します。

③障がい者、町民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案していただきます。



(2) 各種調査の実施概要

①現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

②障がい者アンケート調査

障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「病気や障がいのある方の支援のためのアンケート」（以下、「障がい者アンケート」という。）を実施します。

対象者	障害者手帳をお持ちの方、難病医療費助成を受けている方、その他の障害福祉の助成を受けている方 500人（抽出）		
実施期間	令和2年8月24日～9月7日		
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収		
配付・回答数	配付数	回答数	回答率
	500票	262票	52.4%

平成29年調査（前回調査）

対象者	町内在住で障害者手帳をお持ちの方		
実施期間	平成29年9月19日～10月6日		
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収		
配付・回答数	配付数	回答数	回答率
	500票	252票	50.4%

③関係団体調査の実施

障がい者の団体やサービス事業者などの意見を計画に反映するため、「関係団体調査」を実施します。

対象者	大河原町心身障害児者親の会 大河原町身体障害者福祉協会 大河原町手をつなぐ親と教師の会 みやぎ県南の福祉と生活を考える会 大河原町民生委員児童委員協議会
実施期間	平成 29 年 10 月 4 日～10 月 13 日
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収
回答数	4 団体



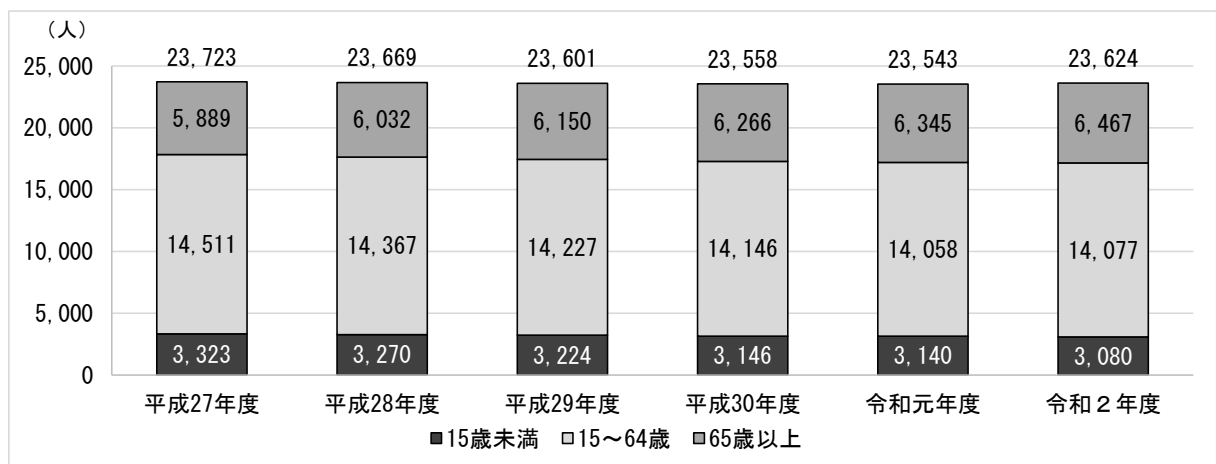
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 総人口、世帯

(1) 総人口の推移

総人口は、平成27年度以降横ばいで推移しており、平成27年度の23,723人から令和2年度には23,624人となっています。

これを年齢層別で見ると、15歳未満（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）では減少傾向が続いていますが、65歳以上（高齢者人口）は増加傾向が続いています。

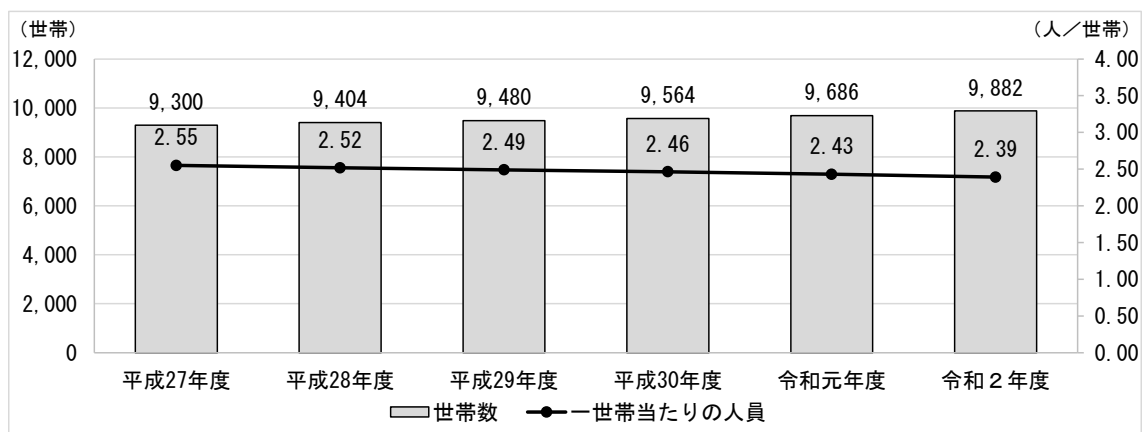


出典：住民基本台帳（各年度4月1日）

(2) 世帯数、一世帯当たりの人員

世帯数は、年々増加しており、平成27年度の9,300世帯から令和2年度には9,882世帯となっています。

一世帯当たりの人員は、平成27年度以降減少が続いており、平成27年度の2.55人/世帯から令和2年度には2.39人/世帯となっています。



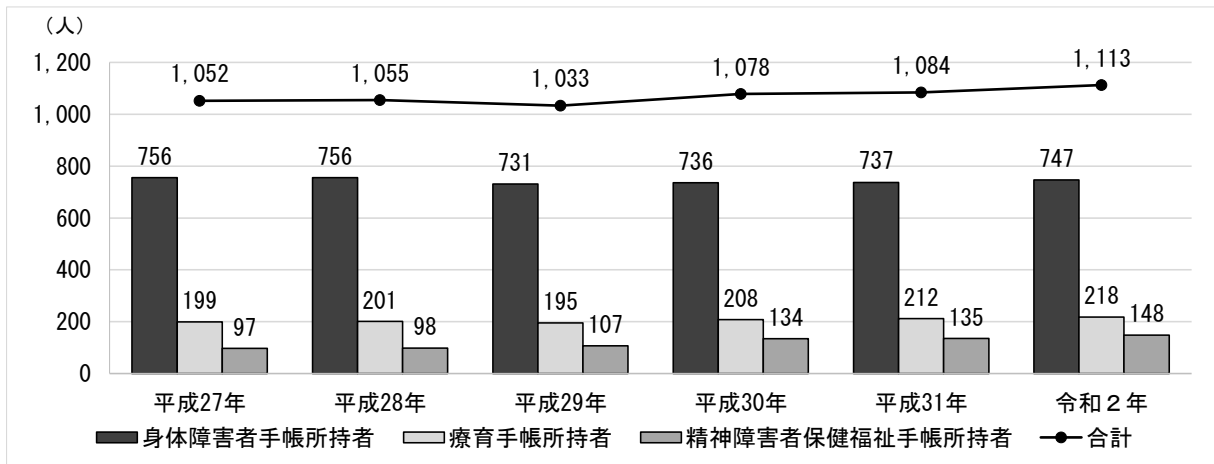
出典：住民基本台帳（各年度4月1日）

2 障がい者の人数

(1) 障がい者・児数の推移

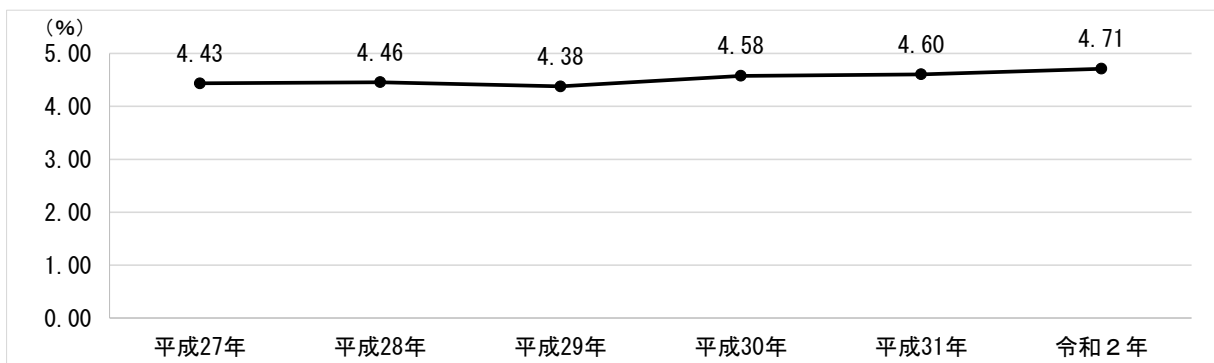
障がい者・児数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、平成28年から平成29年にかけて減少したものの、概ね増加が続いており、令和2年には1,113人となっています。

これを手帳の種別で見ると、身体障害者手帳の所持者では、平成28年から平成29年にかけて減少したものの、その後は増加が続き、令和2年には747人となっています。また、療育手帳所持者は平成27年と平成28年には200人前後でしたが、平成29年に195人となり、その後は増加が続いて令和2年には218人となっています。さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者では平成27年の97人から令和2年の148人へ、5年間で51人増加しています。



出典：町福祉課（各年3月末現在）

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の総人口に占める割合は、平成28年から平成29年にかけて低下したものの、平成29年以降は上昇が続いており、令和2年には4.71%となっています。



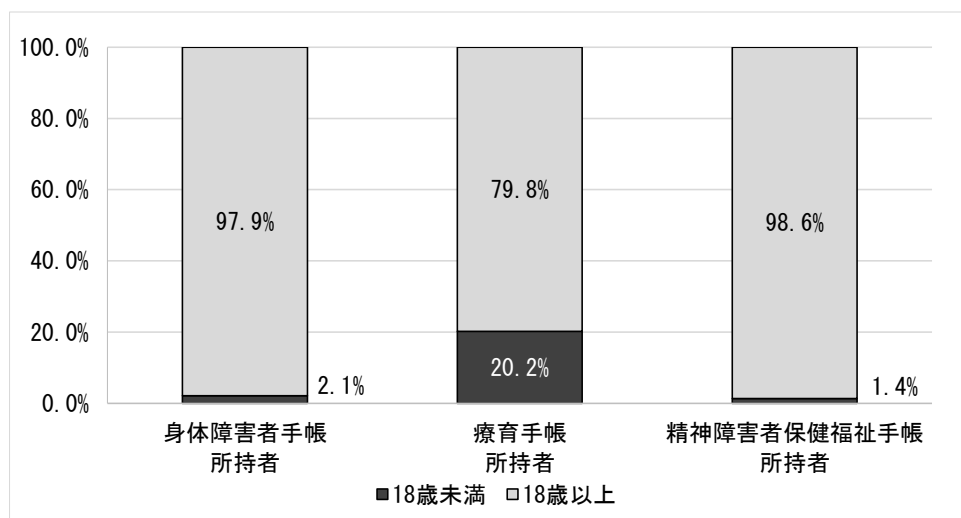
出典：町福祉課（各年3月末現在）

令和2年3月末現在の各手帳の所持者を年齢層別で18歳未満（障がい児）と18歳以上（障がい者）に区分すると、18歳未満は5.6%、18歳以上は94.4%となっています。

これを手帳の種別でみると、身体障害者手帳所持者では、18歳未満は2.1%、18歳以上は97.9%となっています。

また、療育手帳所持者は、18歳未満は20.2%、18歳以上は79.8%となっています。

さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者では、18歳未満は1.4%、18歳以上は98.6%となっています。

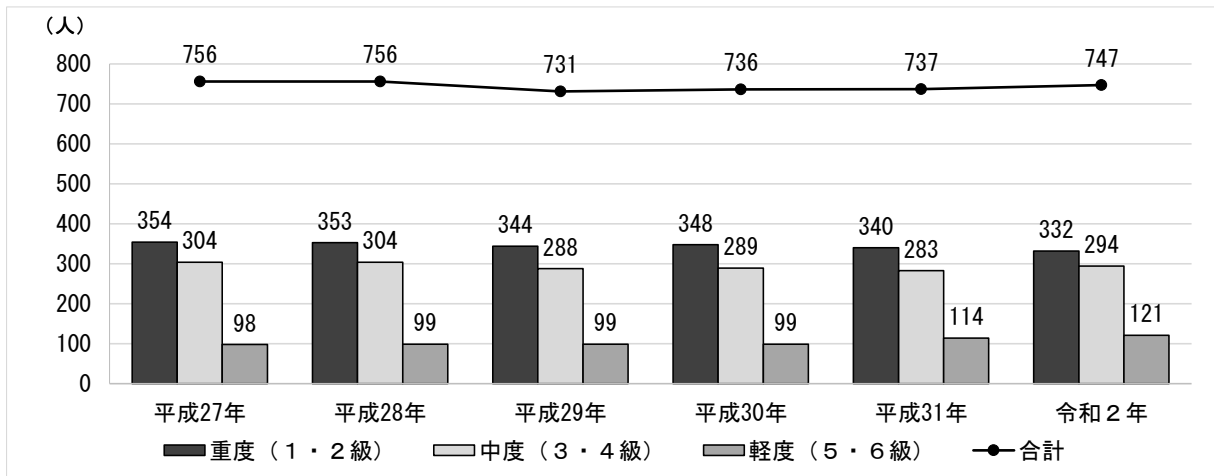


出典：町福祉課（令和2年3月末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

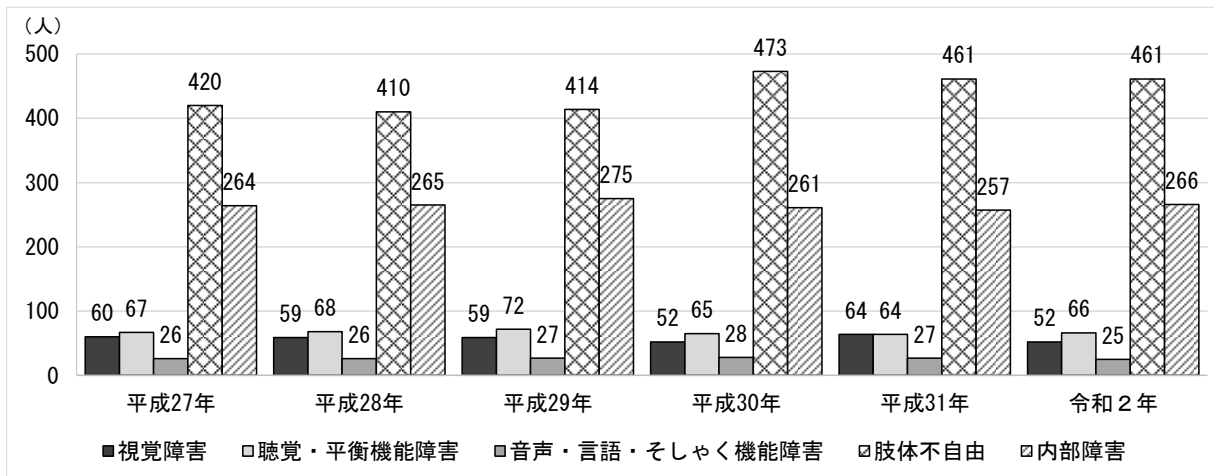
身体障害者手帳の所持者数は、平成 28 年から平成 29 年にかけて減少したものの、その後は増加が続き、令和 2 年には 747 人となっています。

これを等級別にみると、「重度（1・2級）」は平成 27 年の 354 人から令和 2 年には 332 人へ、5 年間で 22 人減少しています。また、「中度（3・4級）」は平成 27 年の 304 人から令和 2 年の 294 人へ、5 年間で 10 人減少しています。その一方で、「軽度（5・6級）」は平成 27 年の 98 人から令和 2 年の 121 人へ、23 人増加しています。



出典：町福祉課（各年 3 月末現在）

また、障害種別にもと、各年において「肢体不自由」が最も多くなっています。なお、「肢体不自由」は平成 29 年から平成 30 年にかけて 59 人増加していますが、その他の期間では大きな変化はみられません。このほか、「視覚障害」、「聴覚・平衡機能障害」、「音声・言語・そしゃく機能障害」、「内部障害」は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。



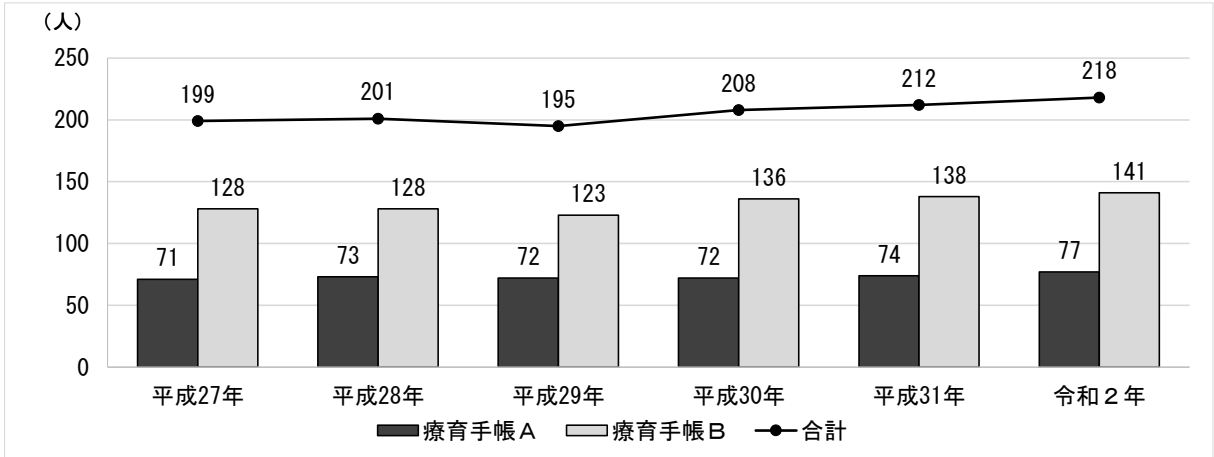
※重複する人数を含む

出典：町福祉課（各年 3 月末現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

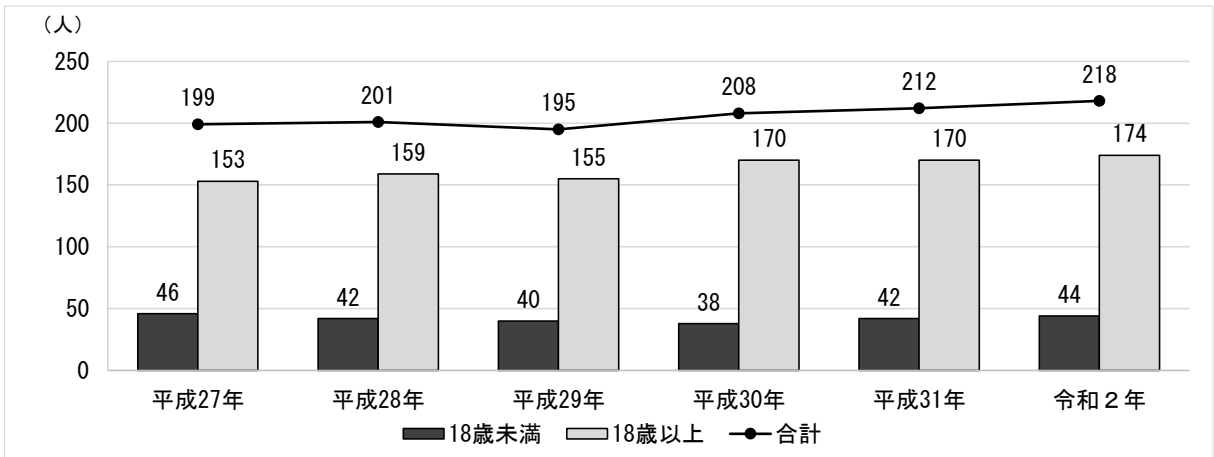
療育手帳の所持者数は、平成 28 年から平成 29 年にかけて減少したものの概ね増加し、令和 2 年には 218 人となっています。

これを等級別にみると、「療育手帳 A」、「療育手帳 B」ともに、平成 28 年から平成 29 年にかけて減少したものの、概ね増加しています。



出典：町福祉課（各年 3 月末現在）

また、年齢層で区分すると、18 歳未満は平成 30 年まで減少が続いたものの平成 31 年以降は増加し、令和 2 年には 44 人となっています。また、18 歳以上では平成 27 年から平成 29 年にかけて 150 人台で推移していましたが、平成 30 年には増加し、令和 2 年は 174 人となっています。

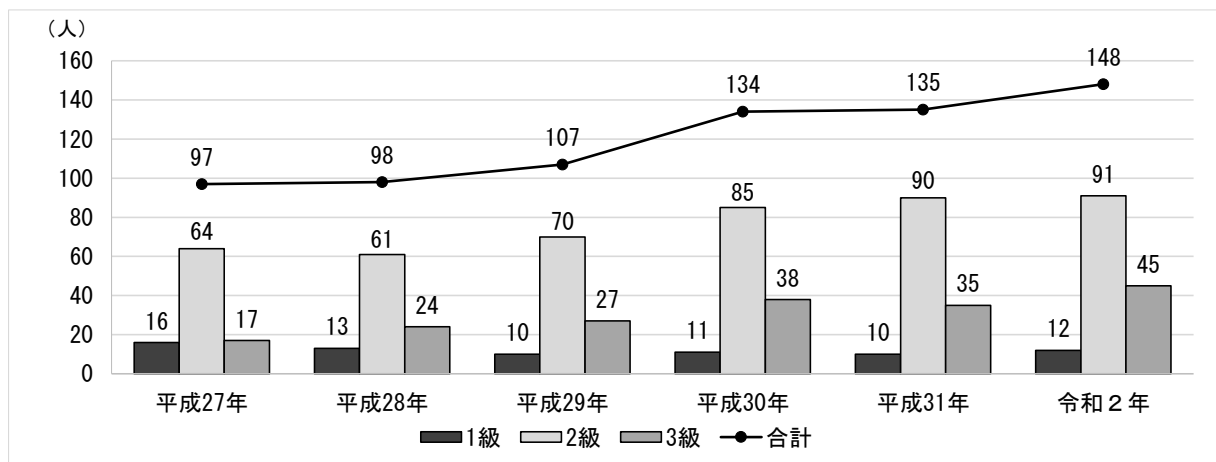


出典：町福祉課（各年 3 月末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 27 年以降増加が続いており、令和 2 年には 148 人となっています。

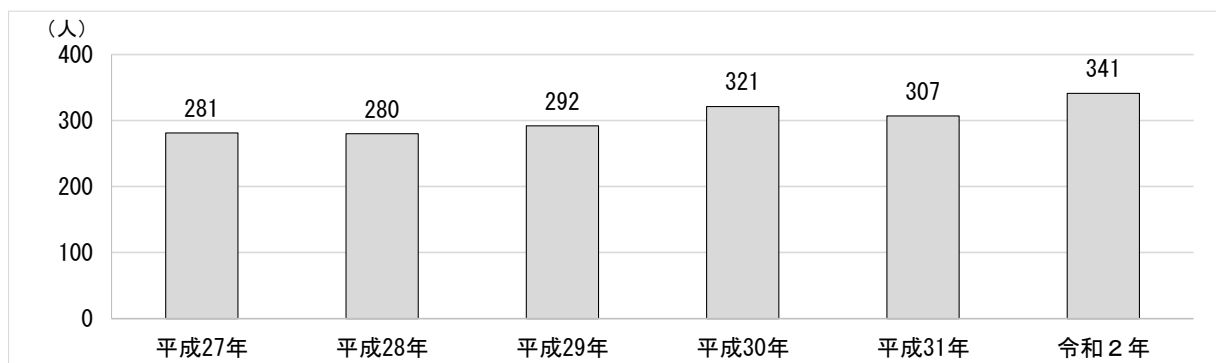
これを等級別にみると、「1 級」は平成 27 年の 16 人から平成 29 年には 10 人に減少し、その後は横ばいで推移し、令和 2 年には 12 人となっています。また、「2 級」は、平成 28 年以降増加が続き、令和 2 年には 91 人となっています。さらに「3 級」は、平成 30 年から平成 31 年にかけて減少したものの概ね増加し、令和 2 年には 45 人となっています。



出典：町福祉課（各年 3 月末現在）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）の認定者数は、平成 30 年から平成 31 年にかけて減少したものの概ね増加し、令和 2 年には 341 人となっています。なお、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で 60 人増加しています。



出典：町福祉課（各年 3 月末現在）

3 障がい者を支える地域の状況

(1) 相談窓口

障がいに関する町内の主な相談窓口は下表の通りです。

窓口以外に、民生委員・児童委員、保育所、小・中学校、医療機関、障がい者及び介護サービス事業者などでも相談を受け付けています。

受け付けた相談については、町内外の関係機関と連携し、相談事案の解決まで必要な支援を行っています。

■障がい者（児）の主な相談窓口

窓口名	実施主体	所在地
福祉課 健康推進課 子ども家庭課 教育総務課	大河原町	大河原町字新南 19
県南生活サポートセンター 「アサンテ」	社会福祉法人白石陽光園	大河原町大谷字戸ノ内 前 43-5
仙南地域障がい者基幹相談支援 センター 障害者虐待防止センター	社会福祉法人白石陽光園	大河原町大谷字戸ノ内 前 43-5

資料：福祉課（令和2年4月現在）

(2) 保育・教育

本町では、桜保育所と小・中学校において、障がい児保育、特別支援教育を行っています。

また、放課後児童クラブでも障がい児を受け入れています。

(3) 支援団体

町内で活動している障がい者支援団体は、令和2年4月現在、4団体です。

また、大河原町社会福祉協議会が運営する大河原町ボランティア連絡会の加入団体は、令和2年4月現在、19団体です。

■町内の支援団体

組織名
大河原町心身障害児者親の会
大河原町身体障害者福祉協会
みやぎ県南の福祉と生活を考える会
大河原町民生委員児童委員協議会

資料：福祉課（令和2年4月現在）

■大河原町ボランティア連絡会加入団体一覧

団体名	団体名
幸の花づな会	朗読グループ「糸でんわ」
大河原町福祉作業所「さくら」 ボランティア会	特定非営利活動法人「ほっとあい」
みらい子育てネット「七草クラブ」	大河原子育てサポーター「笑」
手話サークル「さくら」	大河原町青年会
JA みやぎ仙南助け合い組織 「さつき会」	和太鼓「鼓緑」
みらい子育てネット「らんらんクラブ」	大河原傾聴の会
点訳グループ「てんとうむし」	ビューティーケア☆きらり
大河原中学校ボランティアセンター リーダーズクラブ	大河原町コミュニケーション麻雀 「健康クラブ」
大河原中学校	動きま専科
上谷親睦会	

資料：大河原町社会福祉協議会（令和2年4月現在）

(4) サービス事業者

町内で障がい者及び障がい児に対する支援やサービスを提供する事業者は、下表の通りです。

■障がい者への支援及びサービスなどの提供事業者（町内）

事業者名	事業概要
セントケア宮城株式会社 セントケア大河原	居宅介護、重度訪問介護
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター大河原	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
株式会社ジャパンケアサービス ジャパンケア大河原	居宅介護、重度訪問介護
特定非営利活動法人ほっとあい 指定居宅介護事業所ほっとあい	居宅介護、重度訪問介護
有限会社ケイ 南桜ケアサービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
株式会社すりーえいち ケアステーションはあと	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
エーシーイー株式会社 大河原事業所	就労移行支援
アビリティーズジャスコ株式会社 アビリティーズジャスコ大河原センター	就労移行支援、就労定着支援
社会福祉法人白石陽光園 白石あけぼの園 桜花	就労継続支援B型
有限会社ケイ ワークサポート南桜	就労継続支援B型
社会福祉法人白石陽光園 生活介護 さくらの風	生活介護
有限会社ケイ サポート南桜	生活介護
医療法人社団清山会 ケアホームさくらの杜	共同生活援助
社会福祉法人白石陽光園 県南生活サポートセンター アサンテ	計画相談支援
有限会社ケイ 南桜総合相談支援事業所	計画相談支援

■障がい児への支援及びサービスなどの提供事業者（町内）

事業者名	事業概要
特定非営利活動法人 あいのはな	放課後等デイサービス
有限会社ケイ 放課後等デイサービスサポート南桜	放課後等デイサービス
社会福祉法人白石陽光園 県南生活サポートセンター アサンテ	計画相談支援
有限会社ケイ 南桜総合相談支援事業所	計画相談支援

■その他の障がい福祉事業（町内）

事業名	事業概要
福祉作業所さくら	大河原町障害者通所援護施設・地域活動支援センター
精神障害者コミュニティサロンわかたけ会	精神障害者コミュニティサロン

資料：福祉課（令和2年10月現在）

(5) 就労

改正障害者雇用促進法が平成 28 年 4 月に施行され、障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎の見直し（算定基礎に精神障がい者を加える。平成 30 年 4 月施行）などが定められ、国全体で障がい者の雇用促進に取り組んでいるところです。

行政機関としての町役場の障がい者雇用率は、令和 2 年 6 月現在、2.33%です。この他に、町内外の企業や組織などで一般就労している障がい者もいることが考えられます。

町内に就労移行支援事業所が平成 25 年に開設し、障がい者の一般就労に向けた訓練や支援を行う環境が充実してきました。

また、同じ事業所で一般就労が困難な障がい者の働く場となる就労継続支援も実施するなど、町内、町外を含めて、障がい者の働く場が広がっています。

(参考) 法定雇用率の改定

障害者雇用の促進等に関する法律施行令が改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）され、平成 30 年 4 月より、すべての事業主に法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務（障害者雇用率制度）が下表に変更されました。

	平成 30 年 3 月 31 日以前	平成 30 年 4 月 1 日以降から 経過措置適用 期間終了まで (※)	経過措置適用 期間の終了以 降(※)
民間企業（雇用率）	2.0%	2.2%	2.3%
（常時雇用する労働者数）	50 人以上	45.5 人以上	43.5 人以上
国、地方公共団体など （国、県、市町村など）	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県などの教育委員会 （県や市町村の教育委員会）	2.2%	2.4%	2.5%

※平成 30 年 4 月から 3 年を経過する日より前

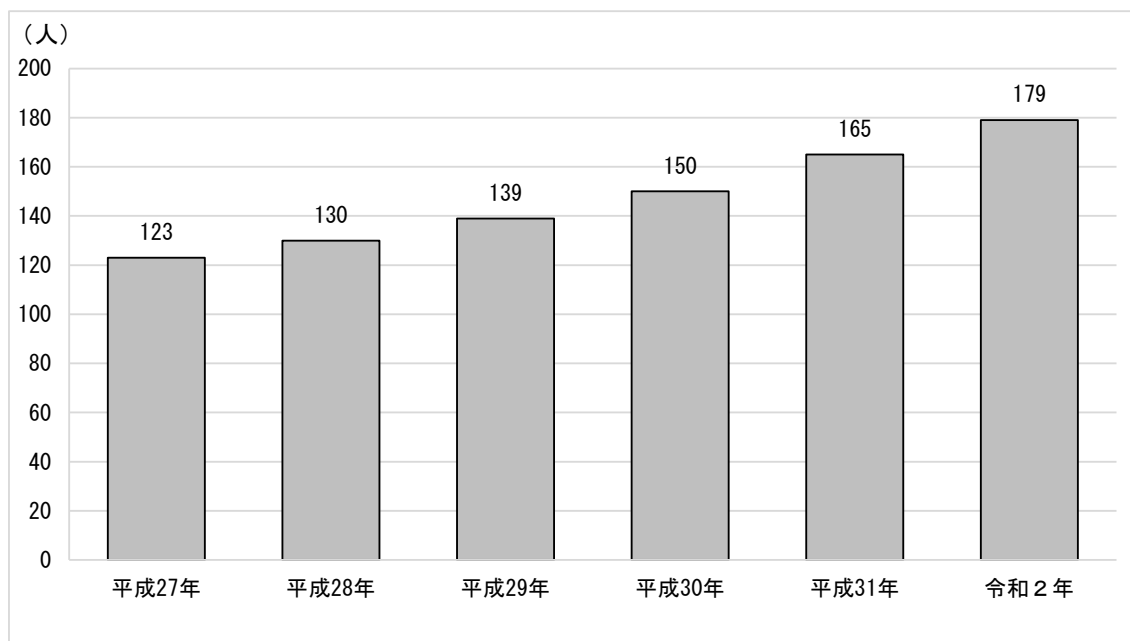
第3章 施策の現状と今後の課題

1 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の状況

(1) 支給決定者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するための支給決定者数は徐々に増えており、令和2年3月末現在で179人です。

■障害福祉サービスの支給決定者数（単位：人）



資料：福祉課（各年3月末現在）

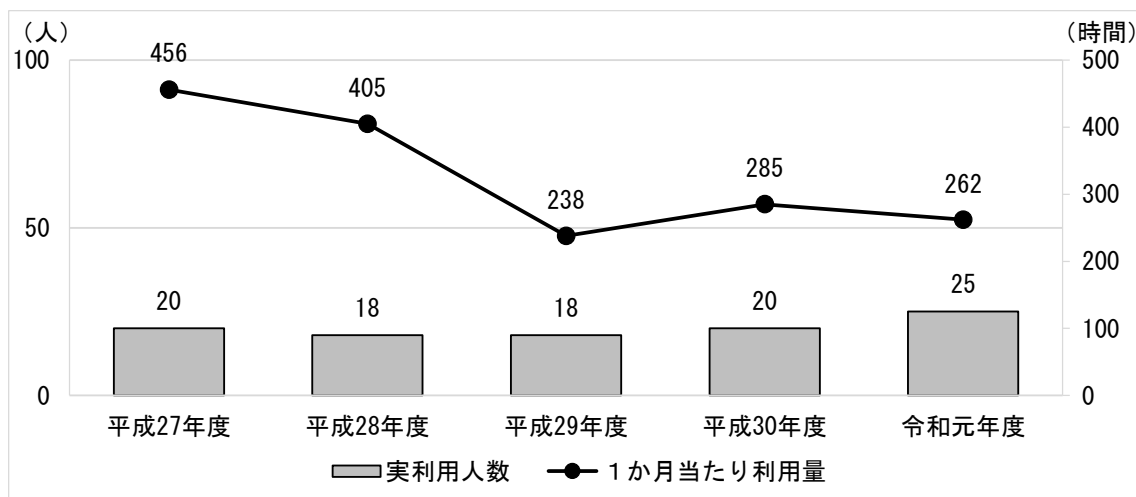
(2) 障害福祉サービス

①訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者の自宅に訪問して行うサービスの総称です。

実利用人数は、平成28年度までは減少していましたが、平成29年度の18人以降、年々増加しています。利用時間は、平成29年度以降は200時間台で推移しています。

■訪問系サービスの利用状況（単位：人、時間／月）



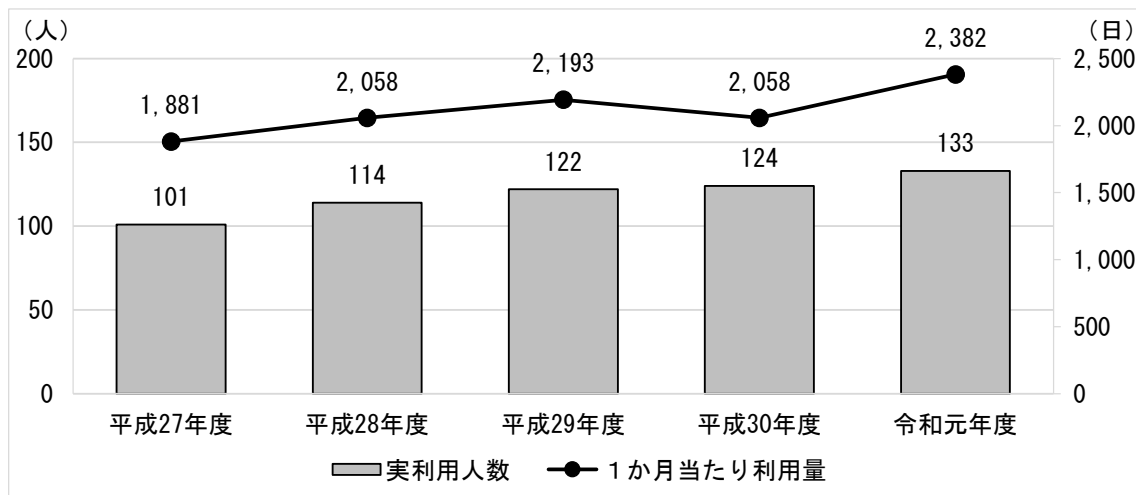
資料：福祉課

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がい者の日中活動を支援するサービスの総称です。

実利用人数は年々増加し、令和元年度には133人となっています。1か月当たり利用量は、平成29年度から平成30年度にかけて生活介護、就労移行支援の減少の影響で全体的に低下しましたが、その他の年度は増加が続いており、令和元年度の利用量は、1か月当たり2,382日です。

■日中活動系サービスの利用状況（単位：人、日／月）



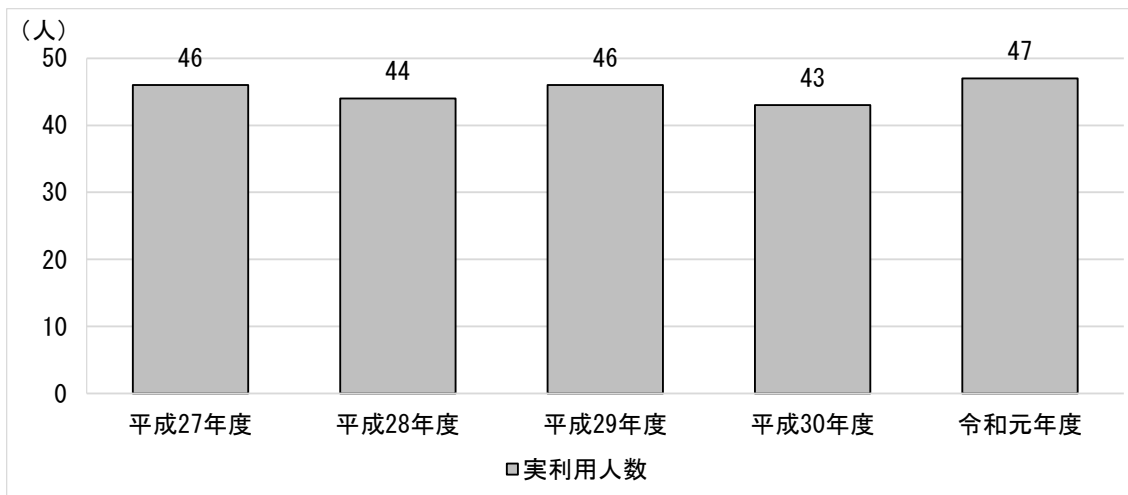
※1か月当たり利用量には療養介護を除く

資料：福祉課

③居住系サービス

居住系サービスは、地域で暮らすための居住の場を提供するサービスの総称です。実利用人数は、40人台で推移しており、令和元年度末現在で47人です。

■居住系サービスの利用状況（単位：人）



資料：福祉課

④相談支援

相談支援は、サービス利用計画の作成と地域移行を支援するサービスです。

サービス利用計画作成にかかる計画相談支援は年々増加し、令和元年度には161人となっています。

地域移行支援と地域定着支援は年度によって利用がみられ、利用があるときは年間1人の利用がみられます。

■相談支援の利用状況（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画相談支援	94	106	134	154	161
地域移行支援	1	0	0	1	1
地域定着支援	0	0	1	1	0
合計	95	106	135	156	162

資料：福祉課

(3) 障がい児対象事業

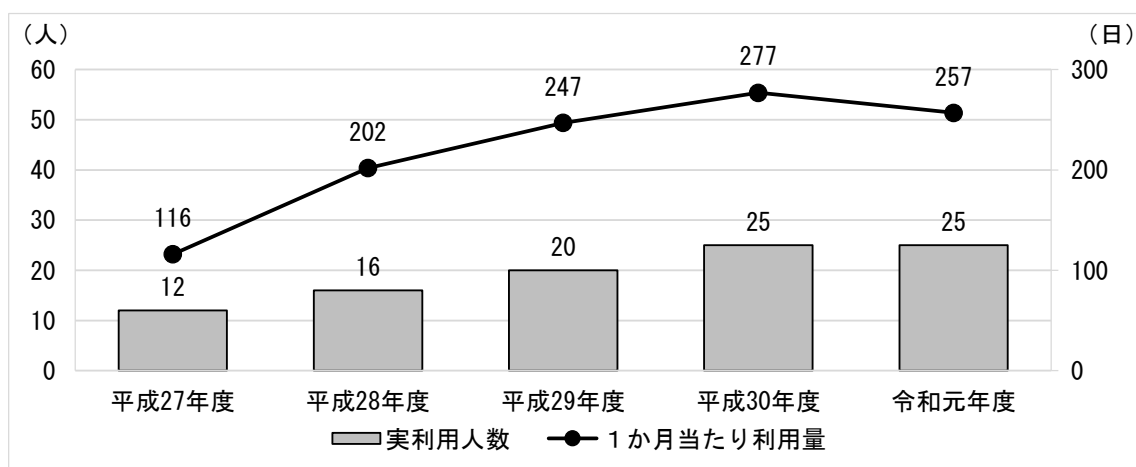
①障害児通所支援

障害児通所支援は、障がい児の発達を支援する事業の総称であり、本町では児童発達支援と放課後等デイサービスが利用されています。

実利用人数は、平成30年度まで増加が続き、令和元年度は児童発達支援が10人、放課後等デイサービスが15人となっています。

利用人数の増加とともに平成30年度までは利用量も増加していましたが、令和元年度には減少し、児童発達支援が1か月当たり49日、放課後等デイサービスが1か月当たり208日となっています。

■障害児通所支援の利用状況（単位：人、日/月）



資料：福祉課

②障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児支援利用計画の作成や関係者との連絡調整などを行う事業です。

実利用人数は、実施体制を整えた平成25年度以降、平成30年度までは増加が続いていましたが、令和元年度には減少して27人となっています。

■障害児相談支援の利用状況（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害児相談支援	12	16	23	29	27

資料：福祉課

(4) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業には、全国の市町村で実施する事業（必須事業）と、市町村が独自に実施する事業（任意事業）があります。

①必須事業

必須事業のうち、本町では、コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業）、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センターが比較的に利用されています。

■地域生活支援事業（必須事業）の状況

【必須事業】		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有
	基幹型相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有
	成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無
コミュニケーション支援事業 （手話通訳者派遣事業）	実人数		6	6	5	8	7
	延べ回数		25	26	20	81	31
コミュニケーション支援事業 （要約筆記奉仕員派遣事業）	実人数		0	0	0	0	0
	延べ回数		0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	延べ件数		112	125	120	126	106
移動支援事業	実施か所		6	6	7	7	7
	実人数		3	3	4	6	9
	延べ時間		143.5	118	243	304	450
地域活動支援センター （基礎的事業、Ⅲ型）	実施か所		1	1	1	1	1
	実人数		15	15	15	15	14
手話奉仕員養成研修事業	有無		有	有	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	有無		有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無		有	有	有	有	有

資料：福祉課

②任意事業

任意事業では、日中一時支援事業がよく利用されています。

平成 26 年度から開始した障害者虐待防止対策支援事業は、福祉課に障害者権利擁護センターの機能を整え、障害者虐待防止に対する啓発普及、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化などに取り組んでいます。

■地域生活支援事業（任意事業）の状況

【任意事業】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
日中一時支援事業	実施か所	9	10	11	11	11
	実人数	40	42	22	25	29
	延べ回数	1,398	1,440	1,327	1,679	2,119
障害者虐待防止対策支援事業	有無	有	有	有	有	有

資料：福祉課

(5) その他の事業

その他の事業として、重度障害者タクシー利用助成事業、自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得助成事業を行っています。

■その他の事業の状況

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
重度障害者タクシー利用助成事業	実人数	64	63	65	62	73
自動車改造費助成事業	実人数	2	1	2	0	0
自動車運転免許取得助成事業	実人数	2	1	2	2	1

資料：福祉課

2 障がい者施策の進捗

第2次計画では「みんなで理解しあい 支えあう 心のかようやさしいまち」を基本理念に掲げ、3つの目標と7つの方針を定め、町全体で障がい者施策に取り組んでいます。

◎第2次計画の基本理念◎	
みんなで理解しあい 支えあう 心のかようやさしいまち	
目標1 お互いを認めあうまちへ	方針1 障がいの理解と人権の尊重
	方針2 相談支援と情報提供の充実
目標2 地域で支えあうまちへ	方針3 地域活動とボランティアの充実
	方針4 保健、医療、生活支援の充実
	方針5 地域安全と防災対策の充実
目標3 誰もが活動できるまちへ	方針6 生きる力を身に付ける保育と教育の充実
	方針7 自分に適した活動ができる地域の実現

各施策の進捗は次の通りです。

①目標1 お互いを認めあうまちへ（意識啓発、人権尊重、相談支援）

方針	進捗概要
方針1 障がいの理解と人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会、定期的な広報を中心に障がいの意識啓発は概ね計画通りに実施できた。 ● 社会福祉協議会などと連携し、小・中・高生ボランティア体験、虐待防止体制の構築、権利擁護の利用促進を実施できた。
方針2 相談支援と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な相談支援は、基幹相談支援センター、仙南地域自立支援協議会、サービス提供事業者などで実施している。 ● 身近な相談は、役場、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、地域包括支援センターなどで随時、相談受け付ける体制ができており、概ね計画通りに実施できた。

②目標2 地域で支えあうまちへ（地域活動、ボランティア、保健・医療、安全）

方針	進捗概要
方針3 地域活動とボランティアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動の支援を実施できた。 ● 各行政区では地区住民ボランティアを中心に地域福祉活動を継続している。 ● 若い世代を含めたボランティアの育成、ボランティア活動の機会の確保などが難しく、課題となっている。
方針4 保健、医療、生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査による早期発見と、障がい児（者）支援の関係機関の連携体制は、概ね計画通りに実施できた。 ● 制度に基づく生活支援も実施でき、利用もされている。
方針5 地域安全と防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災、防犯、交通安全、バリアフリー化は、概ね計画通りに実施できた。 ● 災害時要援護者の定期更新、関係機関との情報共有ができています。 ● 自主防災組織活動の活性化は、障がい者分野だけでなく、町全体の課題である。

③目標3 誰もが活動できるまちへ（保育・教育、社会参加）

方針6 生きる力を身に付ける保育と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所、学校での保育・教育活動、必要に応じた連携、教職員の資質向上は、概ね計画通りに実施できた。
方針7 自分に適した活動ができる地域の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者対象の就労支援、働き場の確保は、サービス提供事業者を中心に、概ね計画通りに実施できた。 ● 障がい者自身の社会参加に向けては当事者団体の活動支援、コミュニティサロンを継続し、概ね計画通りに実施できた。 ● 町役場や企業における障がい者雇用の環境づくりが進んでいるものの、一層の就労機会の増加が必要となる。

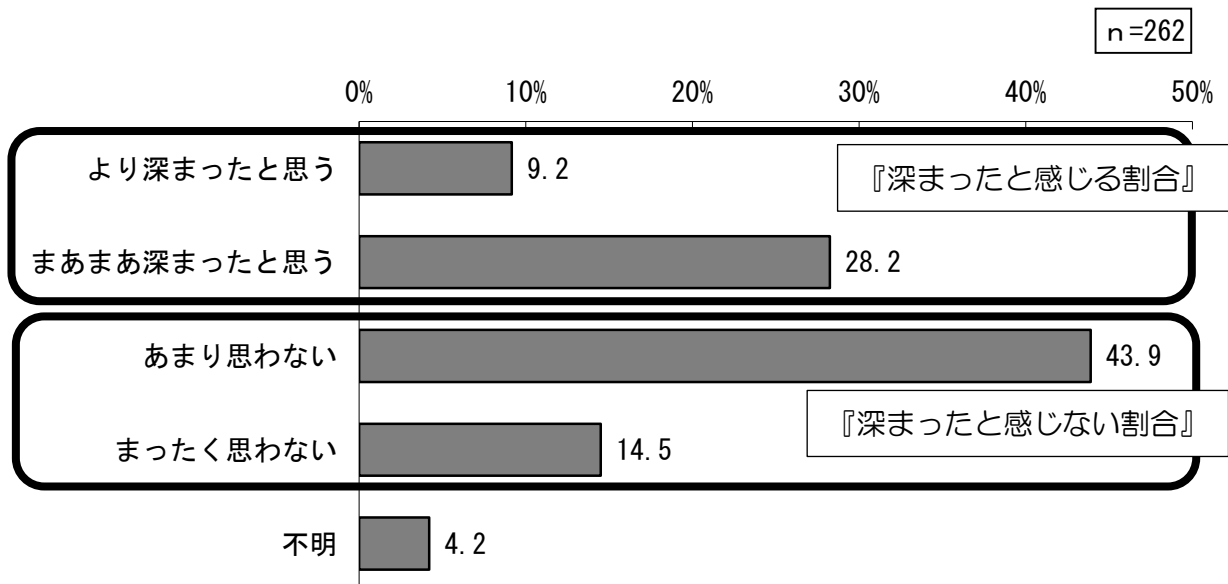
3 障がい者の意向と今後の課題

障がい者アンケートによる障がい者の意向を踏まえ、本町の障がい者施策の今後の課題をまとめます。

① 病気や障がいへの理解、差別や偏見の解消に全町を挙げて取り組むことが必要

障がい者アンケートでは、周りの人の病気や障がいへの理解の深まりについて、『深まったと感じる割合』が37.4%に対して、『深まったと感じない割合』は58.4%と、大きく上回ります。

■障がい者アンケート／周りの人の病気や障がいへの理解の深まり（数値は%、n＝回答者数）



これを平成23年、平成29年の調査と比較すると、『深まったと感じる割合』はやや上昇したものの、大きな変化はみられません。

■障がい者アンケート／周りの人の病気や障がいへの理解の深まりの推移（数値は%）

	平成23年	平成29年	令和2年
深まったと感じる割合	36.9	36.0	37.4
上記のうち、「よく深まった」の回答割合	5.6	5.2	9.2
深まったと感じない割合	58.9	62.8	58.4
上記のうち、「まったく思わない」の回答割合	14.5	10.8	14.5

別の設問では、暮らしの中で差別や偏見を「とくに感じない」の割合は平成 23 年調査の 31.3%、平成 29 年の 45.2%から、今回は 47.3%と徐々に高まっています。

平成 23 年、平成 29 年の調査と比較して、差別や偏見を感じる場面の上位 2 項目は変わりませんが、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」が 22.4%から 12.6%へと大きく低下しており、第 3 位、4 位の順序が変わっています。なお、それぞれの割合は、低下しています。

■障がい者アンケート／暮らしの中で差別や偏見を感じること（数値は%）

	平成 23 年	平成 29 年	令和 2 年
1 位	とくに感じない 31.3	とくに感じない 45.2	とくに感じない 47.3
2 位	仕事や収入 交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと 28.5	仕事や収入 25.6	仕事や収入 17.6
3 位		交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと 22.4	まちかどでの人の視線 16.0
4 位	まちかどでの人の視線 27.1	まちかどでの人の視線 21.6	近所づきあい 14.9

○今後の課題

障がい者本人の意識として、暮らしの中で差別や偏見を「感じない」割合は高まっているものの、「病気や障がいへの周囲の理解が深まった」という実感まではなかなか持ちづらいことがうかがえます。

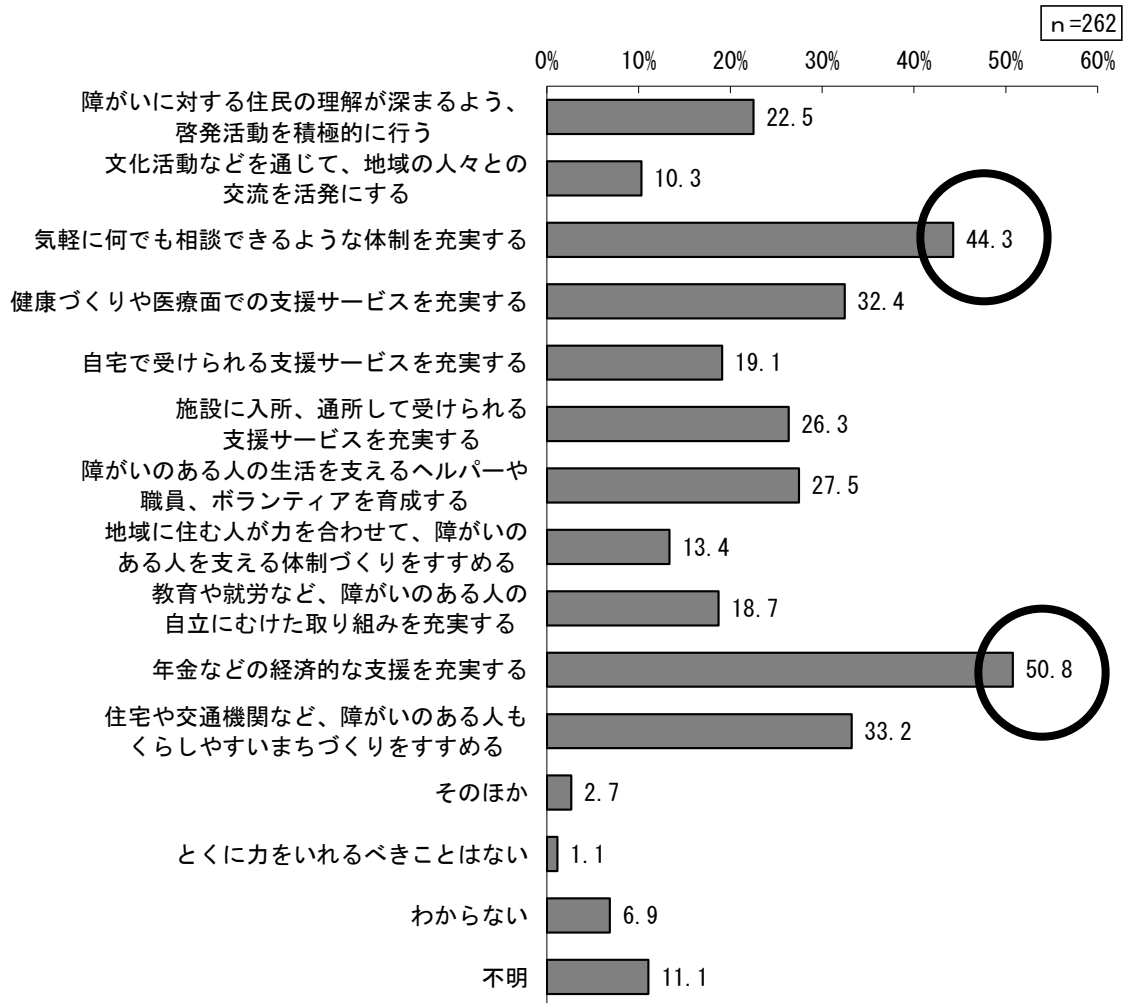
障がい者が地域で暮らすために、周囲の病気や障がい及び障がい者への正しい理解は重要な要素です。本計画期間において、障がい者本人が周囲の理解が深まったと感じることのできるよう、関係機関や企業などとの一層の協力を進めながら、すべての世代に対し、病気や障がい及び障がい者への理解を深めるための普及・啓発に、これまで以上に取り組むことが重要になります。

さらには、障がい者自身や家族が地域活動に参加し、交流することを通じて病気や障がい及び障がい者への偏見を解消し、理解を深めるために、地域活動における「合理的配慮」の普及に向けて全町を挙げて取り組むことが必要です。

②障がい者とその家族を支える相談体制と経済基盤の充実が必要

障がい者アンケートから、これからの5年間で町に最も期待する施策は、「年金などの経済的な支援を充実する」であり、「気軽に何でも相談できるような体制を充実する」が続きます。

■障がい者アンケート／町に期待する最重点施策（主な項目）（数値は%、n＝回答者数）



これを平成 23 年、平成 29 年の調査と比較すると、期待する施策の上位項目は同じ項目であり、障がい者にとって「相談体制」と「経済基盤」の重要性が改めて確認されました。

■障がい者アンケート／町に期待する最重点施策（主な項目の推移）（数値は％）

	平成 23 年	平成 29 年	令和 2 年
1 位	気軽に何でも相談できる ような体制を充実する 55.1	年金などの経済的な支援 を充実する 50.0	年金などの経済的な支援 を充実する 50.8
2 位	年金などの経済的な支援 を充実する 54.7	気軽に何でも相談できる ような体制を充実する 46.4	気軽に何でも相談できる ような体制を充実する 44.3

○今後の課題

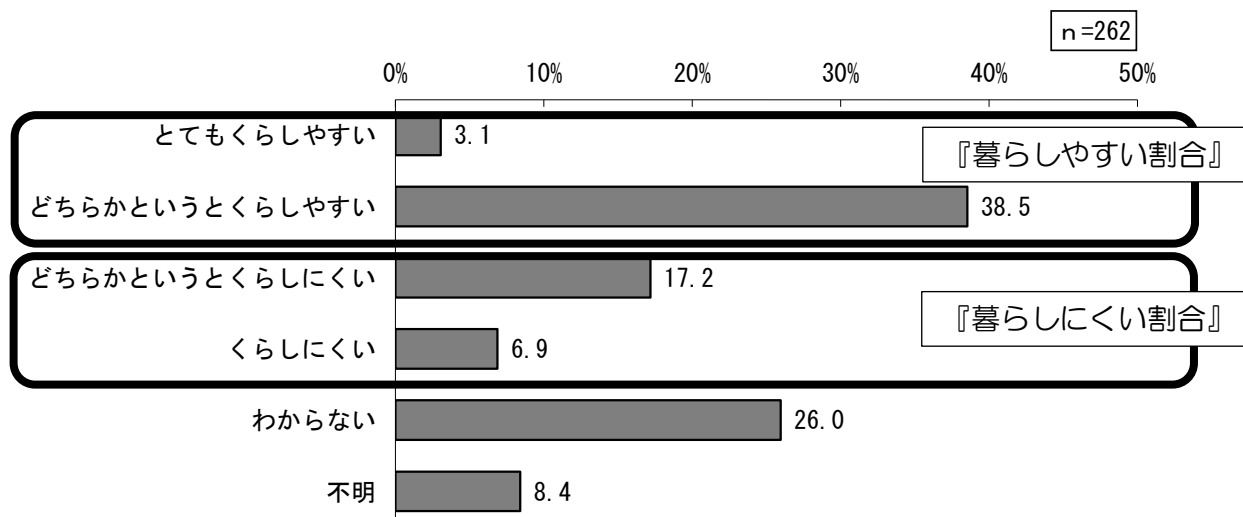
障がい者本人と介助する家族も高齢化が進む中で、本人の病気や障がいに関する相談だけでなく、その背景に複雑な家庭環境や経済問題のあるケースが増えてくることも予想されます。

難病患者や障がい者にとって身近な相談体制は地域生活の必須要件であることが改めて確認できたことから、医療と福祉の連携をはじめ、分野横断的な相談支援を行うことや、相談窓口での支援技術の向上、民生委員・児童委員などと連携したニーズの迅速な把握などの取り組みを、より一層、進めることが必要です。

③障がい者の意向やニーズの的確な把握を継続し、取り組みにつなげること

障がい者にとって本町の暮らしやすさは、『暮らしやすい割合』が41.6%、『暮らしにくい割合』が24.1%となっており、暮らしやすさを感じている人が上回っています。

■障がい者アンケート／暮らしやすさの評価（数値は%、n＝回答者数）



これを平成23年、平成29年の調査と比較すると、「暮らしやすい割合」の割合が徐々に上昇しています。今後、さらに暮らしやすさを高めるためには、相当の期間と町独自の着実な取り組みが必要であると考えられます。

■障がい者アンケート／暮らしやすさの評価の推移（数値は%）

	平成23年	平成29年	令和2年
暮らしやすい割合	35.0	31.2	41.6
上記のうち、「とても暮らしやすい」の回答割合	5.1	4.0	3.1
暮らしにくい割合	35.0	28.0	24.1
上記のうち、「暮らしにくい」の回答割合	12.1	7.2	6.9

○今後の課題

暮らしやすさの評価の要因の特定はできません。しかしながら、障がい者とその家族を支援するために、地域や関係団体、サービス事業所、医療機関を含め、数多くの協力の下で取り組んでいます。

すべての取り組みの基本は、障がい者とその家族のニーズを迅速に把握することからはじまります。また、全国的な動向を踏まえ、「親亡き後」の障がい者の暮らし方を見据えながら、将来のニーズを想定していくことも大切です。

そのため、今後も障がい者の意向や社会動向を的確に把握して、障がい者の期待に応える方向性と施策を展開することが必要です。

第2部 障がい者計画〔第3次〕

第1章 計画の基本方針

1 基本理念（障がい者施策推進の基本となる考え方）

障がい者アンケートの結果から、町全体に病気や障がい及び障がい者への理解が浸透するには、関係者全員の一層の努力と相応の期間が必要であることがわかりました。

この現状を関係者全員で共有した上で、国の福祉改革の基本方針である「地域共生社会」を念頭に置き、本町独自のノーマライゼーション社会（＝病気や障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあい、一緒に創造する社会）の実現を目指す本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

**お互いを理解しあう
みんなで進める共生のまち おおがわら**

【基本理念に基づく3つの目標】

目標1 お互いを理解し、認めあうまちへ

目標2 地域で支えあうまちへ

目標3 みんなが参加するまちへ

2 施策体系

目標1 お互いを理解し、認めあうまちへ	
方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育の充実 ○ 人権学習、交流活動の充実 ○ 差別解消に向けた意識啓発
方針2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護制度の普及 ○ 成年後見制度の利用促進 (大河原町成年後見制度利用促進基本計画) ○ 障がい者虐待防止対策の推進
目標2 地域で支えあうまちへ	
方針3 相談支援と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援体制の充実 ○ 身近な相談相手の増加 ○ 仙南地域自立支援協議会の活動の充実 ○ 情報提供の充実 ○ 各種助成制度の利用促進
方針4 医療環境と療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療体制の充実 ○ 子どもの発達や要支援家庭への早期支援の実施 ○ 精神疾患の予防と早期治療
方針5 生活支援と支えあい活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者のニーズに応じた支援・サービスの充実 ○ 経済的負担の軽減 ○ 介助者支援の充実 ○ 支えあい活動の促進
方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい特性を考慮した防災対策の推進 ○ 障がい者を守る安全対策の推進 ○ 病気や障がいに配慮した住環境の整備
目標3 みんなが参加するまちへ	
方針7 障がい児の保育と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児保育の推進 ○ 学校及び地域の教育環境の充実 ○ 特別支援教育の充実
方針8 障がい者の自立を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の自主活動への支援 ○ 障がい者が参加しやすい地域活動の推進 ○ 多様な働き方への支援 ○ 障がい者雇用の促進

3 計画の推進体制

(1) 地域の関係団体との連携

計画理念の実現に向けて、障がい者団体をはじめ、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会、町民に身近な相談相手である民生委員・児童委員、地域福祉活動の主体となる自治会（町内会）、ボランティア団体、芸術文化やスポーツを含む生涯学習分野の団体など、関係団体との一層の協力・連携に取り組みます。

(2) サービス事業所との連携

質の高い介護サービスを通じて、障がい者の暮らしを支える上で大きな役割を果たす、サービス事業所との一層の協力・連携に取り組みます。

また、障がい者の高齢化が今後も進むことから、高齢者対象の介護サービス事業所との連携も図っていきます。

(3) 関係機関、近隣自治体との連携

保健・医療・福祉・教育・労働・防災などの関係機関が相互に連携しながら、障がい者とその家族を支援します。

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については、近隣自治体とも連携して取り組みます。

(4) 病気や障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

町（行政）の責務として、すべての町民に対して、精神障がいや発達障がいなどを含め、病気や障がい及び障がい者の特性について理解を深めることができるよう努めます。

また、関係団体、サービス事業者、関係機関において、それぞれの活動を通じて、町民の病気や障がい及び障がい者に対する正しい理解が深まるよう、一層の普及・啓発活動の取り組みに期待します。

(5) 財源の確保

計画推進に必要な財源を確保するため、町（行政）の財政運営の一層の健全化に努めるとともに、国や県に対して財政的措置を講じるよう要請します。

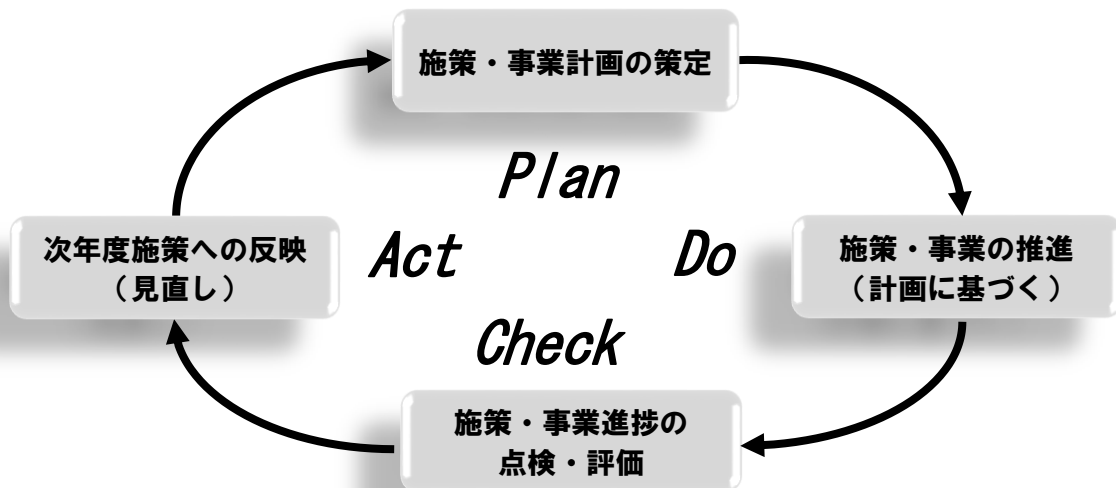
(6) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、町（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルに基づき、実施します。

本計画の担当課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の施策及び障害福祉サービスなどについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、施策手法の効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、担当課で点検・評価します。

その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。



第2章 施策の展開

目標1 お互いを理解し、認めあうまちへ

■□目指す姿□■

障がいの有無にかかわらず、町民同士で一緒に活動や交流する機会を増やし、多様な症状があり、外見からもわかりにくい病気や障がい及び障がい者への理解を深め、病気や障がい及び障がい者に対する偏見や差別がなく、みんなが暮らしやすいまちを目指します。

■□方針と施策□■

方針	施策
方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育の充実 ○ 人権学習、交流活動の充実 ○ 差別解消に向けた意識啓発
方針2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護制度の普及 ○ 障がい者虐待防止対策の推進

■□目指す姿の目安となる指標□■

指標	基準 (H29)	→	目標 (R5)	出典
病気や障がいへの理解が「深まったと感じる」障がい者の割合 (※)	36.0%	→	50%以上	障がい者アンケート
成年後見制度の利用意向で「わからない」と回答する障がい者の割合	45.6%	→	40%以下	障がい者アンケート
日常生活自立支援事業(まもり一ぶ)の利用意向で「わからない」と回答する障がい者の割合	47.6%	→	40%以下	障がい者アンケート

※「深まったと感じる」=よく深まったと思う+まあまあ深まったと思う

方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及

(人権教育)

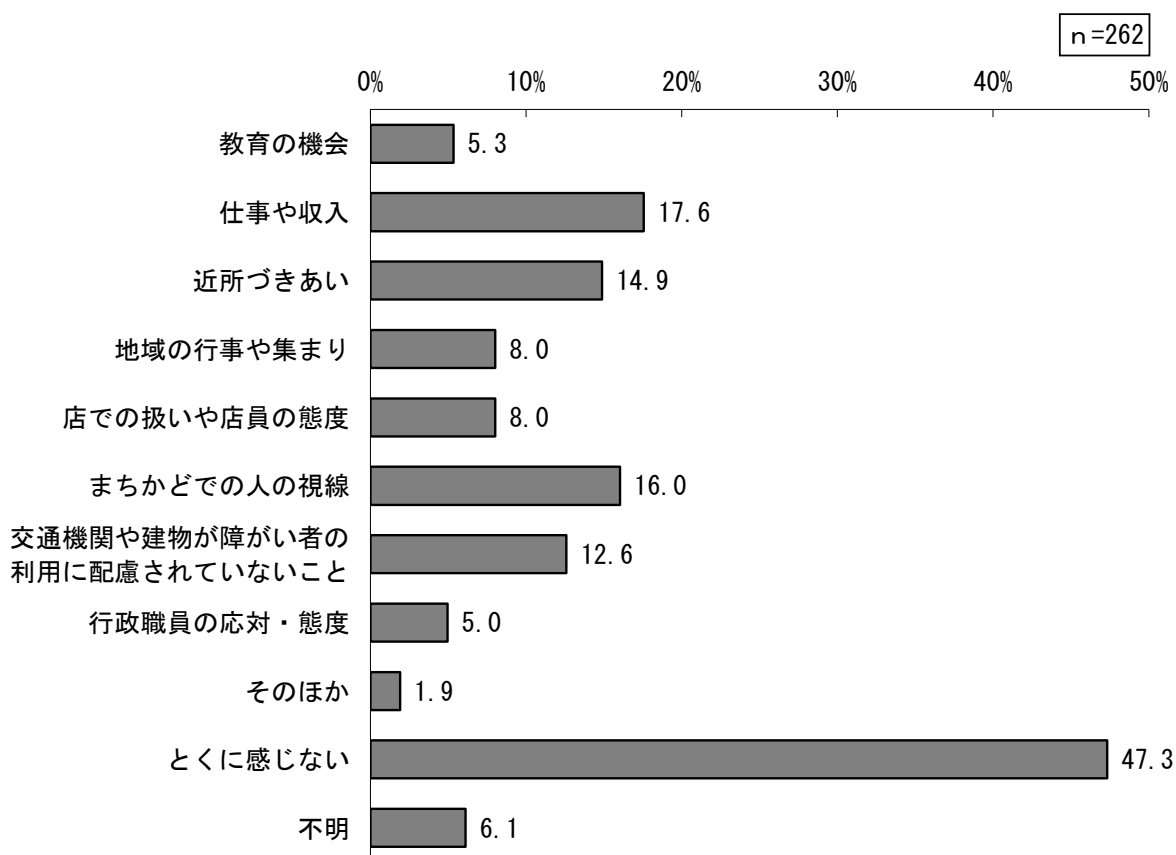
すべての世代で人権や障がいに関する理解と認識を深めるため、定期的な広報活動や講演会を開催してきました。講演会では障がい者の差別に該当する具体的な事例を紹介するなど、あらゆる差別の解消に向けた意識啓発にも取り組んできました。

この他、地域で行う生涯学習講座や地域活動への障がい者の参加促進、大河原町社会福祉協議会が実施する「おもちゃの図書館パオ」事業における障がい児(者)同士や保護者同士の交流などを通じ、障がいに対する正しい理解と人権意識の醸成を図っています。

障がい者アンケートでは、暮らしの中で差別や偏見を「とくに感じない」割合が平成23年調査の31.3%、平成29年調査の45.2%から令和2年調査では47.3%に増えており、この間の取り組みが一定の成果を上げたといえます。

なお、「教育の機会」と「近所づきあい」では、平成29年調査と変化はありませんが、その他の項目では割合が低下しており、差別や偏見を感じる場面は減りつつあると考えられます。

■障がい者アンケート／暮らしの中で差別や偏見を感じること (数値は%、n=回答者数)



(学校教育)

学校では、教育活動全般を通じて他者を尊重する心の育成に取り組んできました。

町内の小・中学校で行われている通常学級と特別支援学級の共同授業や交流学习をはじめ、大河原町社会福祉協議会では、小学生や中・高生を対象としたボランティアスクールや出前福祉による障がい体験学習などの研修会を実施しています。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 幼稚園・保育所・小・中・高校を通じた、体系的な体験型学習の推進○ 教育活動全般を通じ、他者を尊重する心の育成、交流教育の実践○ 障がい児と健常児を区別しない統合教育（インクルーシブ）の研究と実践
人権学習、交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 定期的な広報活動、偏見や差別の解消に向けた講演会やセミナーの定期的な開催○ 公民館講座や地域活動（障がい者福祉の関連行事、行政区活動、地域行事、スポーツなど）への障がい者の参加拡充○ 障がい児（者）同士、保護者同士が交流する場となる「おもちゃの図書館パオ」事業の推進
差別解消に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 相談員、町職員の病気や障がいによる差別に関する知識と支援技術の向上○ 企業経営者、団体運営者、施設設置者に対する病気や障がい及び障がい者への配慮や差別に関する意識啓発

方針2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進

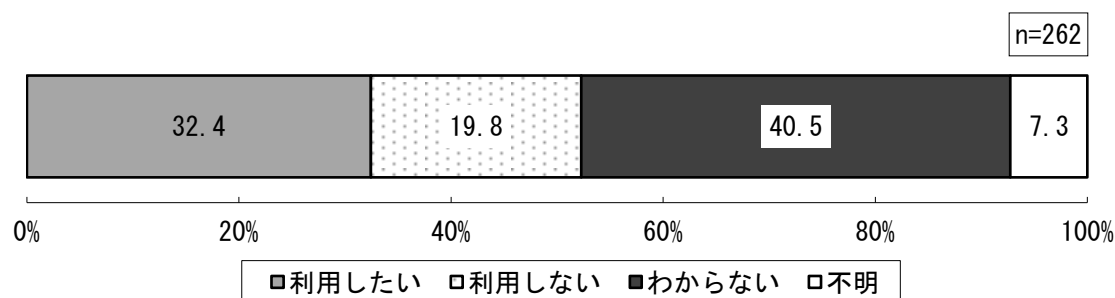
（権利擁護）

障がい者の権利擁護を図るため、判断能力が不十分な障がい者の権利と財産を守る成年後見制度と日常生活自立支援事業（まもり一歩）の認知度の向上、両制度の利用促進に取り組んできました。令和元年度の利用実績は、成年後見制度 24 人、日常生活自立支援事業（まもり一歩） 3 人です。

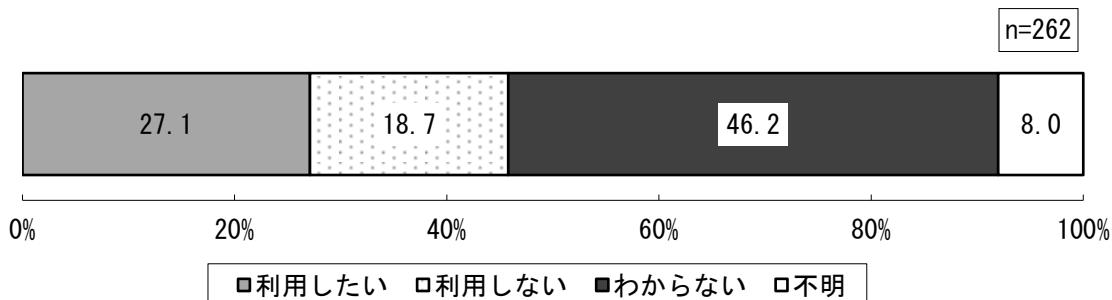
障がい者アンケートで成年後見制度、日常生活自立支援事業（まもり一歩）の利用希望を聞いたところ、両制度ともに「わからない」が 40%を超えており、利用の有無を判断する状況ではないか、もしくは、内容を知らないことも考えられます。

今後は、障がい者や介助者の高齢化が進むことによって、障がい者や介助者が認知症を発症するケースや、障がい者のひとり暮らしの増加も想定されるため、障がい者の権利擁護の重要性がますます高まります。

■障がい者アンケート／成年後見制度の利用意向（数値は%、n =回答者数）



■障がい者アンケート／日常生活自立支援事業（まもり一歩）の利用意向（数値は%、n =回答者数）



(虐待防止)

障がい者虐待の撲滅に向けて、平成 25 年 4 月に基幹相談支援センター（2 市 7 町で設置）に障がい者虐待防止センター（障がい者の虐待防止を推進する拠点機能）の機能を備えました。

ここを拠点に「高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」を平成 26 年 4 月に設置し、虐待通報に連携して対応する体制を構築しました。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
権利擁護制度の普及	<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者団体、民生委員・児童委員、医療機関、関係団体などを通じ、成年後見制度、日常生活自立支援事業の一層の周知○ 成年後見制度の利用費助成の継続（成年後見制度利用支援事業）○ 基幹相談支援センターにおける権利擁護に関する相談支援の実施○ 仙南地域自立支援協議会や近隣市町と連携を図り、権利擁護を担う人材（後見人など）の育成・確保○ 成年後見制度の利用促進（大河原町成年後見制度利用促進基本計画）
障がい者虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 虐待防止法施行の周知○ 民生委員・児童委員、医療機関、関係団体などを通じ、虐待事案の早期発見○ 障害者虐待防止センター、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会における虐待事案の早期解決○ 家庭やサービス事業所における障がい者の虐待防止の推進

◎成年後見制度の利用促進（大河原町成年後見制度利用促進基本計画）

（1）策定の趣旨

成年後見制度を活用し、知的・精神障がい者や認知症高齢者の財産管理だけではなく、地域での日常生活等を社会全体で支えられるよう、大河原町では「成年後見制度の利用促進に関する法律」（平成 28 年 5 月施行）第 23 条第 1 項に基づく「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

この計画の具体的な取り組みについては、地域共生社会の推進、個人の権利擁護を目指して、障がい者福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に進めていきます。

(2) 成年後見制度利用における現状と課題

<現状>

成年後見制度利用者数	24名
後見人	19名
保佐人	2名
補助人	3名
障がい者数	366名
知的障がい者	218名
精神障がい者	148名
高齢化率	27.4%
認知症高齢者数 (認知症日常生活自立度レベルⅡ以上)	504名
日常生活自立支援事業利用者数	3名
町長申し立て件数	高齢者：1件 障がい者：2件
成年後見制度利用支援事業の実績	4件

※令和元年度末実績

<課題>

知的障がい者、精神障がい者が親の死去などにより家族からの支援が受けられなくなったり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、身寄りのない高齢者が認知症になったことにより、金銭管理や日常生活が困難になるケースが増えていきます。

このような方々が障害福祉・障害児福祉サービス等の生活を支える支援を適切に受けられるよう、地域で支えあう仕組みが必要となります。

(3) 計画の目的と取り組み

<目的>

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳を持って、その人らしい生活を継続できることを目指します。

<目標>

権利や財産の保護を必要とする人が、成年後見制度をその人らしい生活を守るための制度として利用できる権利擁護支援の地域ネットワークを構築します。

<ネットワークの役割>

- 権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- 早期の段階からの相談、対応体制の整備

○意思決定支援、身上監護を重視した、成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

(4) 具体的な施策等の方針

<中核機関の整備、運営>

○中核機関を大河原町地域包括支援センター（福祉課内）に設置し、名称を「大河原町成年後見支援センター」とします。

○「大河原町成年後見支援センター」では、「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」の役割があり、専門職による専門的助言等の確保や、「大河原町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会（仮）」の事務局など、地域連携ネットワークの運営・調整を担います。

<権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能と具体的な取り組み>

①広報機能

周りの人の気づきを向上させて、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につながるために、判断能力の低下に伴って発生する問題や成年後見制度のメリット等を周知します。

なお、実施に当たっては、当事者やその家族を対象にした制度概要、相談窓口等の周知とともに、一般町民向け広報の充実を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- ホームページ作成・広報紙への掲載
- 町施設や公共交通施設等へのポスターの掲示
- 町民向け講演会、関係者向け研修会の実施
- チラシの作成、関係機関への配布
- 広報内容・手段の随時見直し、改善

②相談機能

相談しやすい環境を整備するために、成年後見制度に関する相談窓口を設置し、制度利用等に関する助言をする等の対応を図ります。

なお、実施に当たっては、相談者が抱えている課題やその背景を的確に把握しながら対応するとともに、対応する職員の資質向上、関係機関や専門職との連携の確立、制度利用につなげるための継続的、効果的な相談支援を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- 常設の一般相談窓口

③成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議の場を設定・調整します。町職員、相談支援機関職員、その他関係機関が参加するほか、専門職団体に専門職の派遣を依頼し、法的、福祉的に複雑な案件に対応する環境を整えます。

【具体的に取り組む事項】

- 成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催

④後見人支援機能

十分な研修や組織的な支援を受けることができない親族後見人等が一人で悩みや問題を抱えないようにするために、日常的な相談に対応するとともに、本人の判断能力に変化があった場合など、適切な支援を継続できるように、支援チームからの相談にも対応します。

なお、実施に当たっては、親族後見人等からの日常的な相談にも対応するほか、後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合の専門家の参加依頼、家庭裁判所との連絡調整を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- 常設の一般相談窓口
- 本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、権限の妥当性や後見人の追加・交代を検討する必要がある場合、ケース会議を開催する。

⑤不正防止

親族や後見人等の理解不足、知識不足による不正や意図的な不正行為の予防、早期発見につながるよう、後見人等と密な状況確認や情報提供、相談対応を行います。

【具体的に取り組む事項】

- 地域連携ネットワークによる情報提供、現状把握
- 不正事例の情報収集、情報発信

<チーム・協議会での具体化の方針>

- チームでは、既存の障害福祉サービスや介護保険担当者会議に後見人が加わり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。
- 「大河原町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会」では、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門的助言等、必要な支援を行います。

(5) 成年後見制度の利用に関する助成

＜障がい者（地域生活支援事業補助金）＞

- 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の知的障がい者、精神障がい者
- 助成対象経費：成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人等の報酬の一部

＜高齢者（介護保険事業における地域支援事業）＞

- 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- 助成対象経費：成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人等の報酬の一部

(6) 計画の評価、見直し

障がい者福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しと合わせ、3年ごとに「大河原町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会（仮）」等の意見を聴き、計画の評価を行い、計画を見直すものとします。



目標2 地域で支えあうまちへ

■□目指す姿□■

障がい者とその家族に寄り添う医療環境と相談支援体制の下、病気や障がいの早期発見、利用者本位の支援を行う環境づくりを目指します。

障がい者の危機管理意識を高め、地域や関係機関と協力して、災害時に障がい者を支える体制の充実を図ります。

■□方針と施策□■

方針	施策
方針3 相談支援と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援体制の充実 ○ 身近な相談相手の増加 ○ 仙南地域自立支援協議会の活動の充実 ○ 情報提供の充実 ○ 各種助成制度の利用促進
方針4 医療環境と療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療体制の充実 ○ 子どもの発達や要支援家庭への早期支援の実施 ○ 精神疾患の予防と早期治療
方針5 生活支援と支えあい活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者のニーズに応じた支援・サービスの充実 ○ 経済的負担の軽減 ○ 介助者支援の充実 ○ 支えあい活動の促進
方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい特性を考慮した防災対策の推進 ○ 障がい者を守る安全対策の推進 ○ 病気や障がい及び障がい者に配慮した住環境の整備

■□目指す姿の目安となる指標□■

指 標	基準 (H29)		目 標 (R5)	出典
町の相談体制に「ほぼ満足」と回答する障がい者の割合	65.2%	→	70%以上	障がい者アンケート
精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	未設置	→	令和2年度末までに仙南地域自立支援協議会で設置	実績
ヘルプカードの導入・普及 (※用語説明)	未導入	→	平成30年度に導入	実績
障害者手帳所持者のうち、災害時避難行動要支援者情報登録者数の割合 (※)	27%	→	50%以上	実績

※目標の割合は、障害者手帳所持者数を母体とする

※用語説明

ヘルプカードは「手助けが必要な人」と「手助けをする人」をつなぐカード。病気や障がいのある方がヘルプカードを身に付けることで、困ったときや緊急時などに周囲の配慮や手助けを依頼しやすくなり、周囲も手助けをしやすくなる。

方針3 相談支援と情報提供の充実

(相談支援)

障がい者や家族からの相談は、町役場、相談支援事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、サービス提供事業者、地域包括支援センターで、随時、受け付けており、年間約500～1,100件の相談があります。また、知的障害者相談員1名、身体障害者相談員2名を配置し、専門的な相談にも対応してきました。

平成25年4月に2市7町で設置した「基幹相談支援センター」(社会福祉法人に事業委託)には、年間約200～800件の相談を受け付けています。

近隣自治体や町内外の専門機関と協力する広域的組織である仙南地域自立支援協議会を中心に、相談支援担当者の技術向上や育成をはじめ、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

こうした取り組みの成果が障がい者アンケートに現れており、町の相談体制の満足度が平成23年から平成29年にかけて増加したものの、令和2年にはやや低下しています。

■障がい者アンケート／町の相談体制の満足度(無回答は非表示)(数値は%)

	平成23年	平成29年	令和2年
とくに困ることはない(ほぼ満足)	53.7	65.2	61.5
困ることがある(不満)	38.3	30.8	32.1

不満と回答した方が相談時に困ることは、「どこに相談したらよいかわからない」の割合が高く、障がいの種類別でも、同じ傾向となっています。

■障がい者アンケート／(不満の方のみ回答)相談のときに困ること(数値は%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	手帳等所持者以外
1位	どこに相談したらよいかわからない 61.9	どこに相談したらよいかわからない 58.6	どこに相談したらよいかわからない 56.3	どこに相談したらよいかわからない 100.0	どこに相談したらよいかわからない 100.0

こうした現状を踏まえ、身近にある相談窓口の周知、専門機関との連携体制の充実が引き続き必要です。

また、生活課題を背景とする相談の増加も予想されるため、診察や相談を受ける際、本人の症状や家庭環境の的確な把握と、より丁寧な説明も必要です。

(情報提供)

障がい者アンケートでは、平成 23 年調査以降、情報入手が「不満」の割合が低下しており、不満が徐々に解消されてきているとみられます。

■障がい者アンケート／情報入手の満足度（無回答は非表示）（数値は％）

	平成 23 年	平成 29 年	令和 2 年
必要なときに、すぐに手に入れることができる（満足）	6.0	18.8	17.0
時間がかかることもあるが、手に入れることができる（まあまあ満足）	59.5	51.5	59.6
遅すぎる、手に入れることができない（不満）	34.5	29.7	22.3

町広報紙「広報おおがわら」や「おしらせばん」、町ホームページ、大河原町社会福祉協議会の「社協だより」やホームページなどにより、障がい者に関する情報提供を定期的に行っています。

ボランティアグループの協力による録音用テープや点字広報紙の作成、町職員が民生委員・児童委員の会議で障がいについての講義も実施しています。

障がい者とその家族の暮らしの安定を支援する各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）については、手帳交付時の説明とともに、広報紙、ホームページに掲載し、周知と活用の促進を図っています。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 町役場、相談支援事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、サービス提供事業者、地域包括支援センターなど、障がい種別に関係なく相談を受け付ける相談窓口の一層の周知○ 障がい者が高齢者である場合も多いことから、高齢者支援窓口である地域包括支援センターとの一層の連携強化○ 必要に応じて家庭を訪問し、個々の状況に応じた相談支援の実施○ 障がい者の気持ちに配慮した相談場所の施設の整備○ 民生委員・児童委員と関係機関との役割分担の検討、委員活動への支援の充実

施策	重点事業
身近な相談相手の増加	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育関係者や障がい者の家族などを対象とする講演や研修の実施（病気や障がいの知識、法律、制度の理解） ○ 同じ病気や障がいを持つ人や経験した人同士の交流やピア・カウンセリング（当事者同士がお互いに経験や関心を通じて助言・援助しあう活動）の実施などを関係団体と検討
仙南地域自立支援協議会の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口の担当職員、相談員への研修の充実 ○ 相談員の育成 ○ 福祉、保健・医療、教育、就労などの関係者で構成する専門部会（相談支援部会、くらし支援部会、労働部会）の継続による、障がい者支援にかかる環境づくりの充実
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町、社会福祉協議会、関係団体からの多様な機会や媒体を活用した情報提供の推進 ○ ボランティアグループの協力による録音用テープや点字広報紙の作成支援の継続 ○ 町職員の出張講座の継続 ○ 障害者総合支援法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）で創設された障害福祉サービス情報公表制度（※）の町民への周知
各種助成制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者とその家族の暮らしの安定を支援するため、国、県、町、関係機関などの各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）を手帳交付時に丁寧に説明 ○ 広報紙、ホームページによる制度の周知

※サービス事業者が障害福祉サービス内容などを都道府県知事に報告し、都道府県知事が報告内容を公表する仕組み

方針4 医療環境と療育体制の充実

(医療環境)

障がい者の在宅生活を支える医療環境は、みやぎ県南中核病院企業団を拠点に各医療機関や薬局が協力し、在宅医療や救急医療体制を構築しています。また、医療費助成（自立支援医療費支給、障害者医療費助成）による経済的負担の軽減に努めています。

障がい者アンケートでは、かかりつけ医が「いる」割合は平成23年調査の70.6%、から平成29年調査では80.8%に上昇したものの、今回はやや低下して75.2%となっています。

■障がい者アンケート／かかりつけ医の有無（無回答は非表示）（数値は%）

	平成23年	平成29年	令和2年
いる	70.6	80.8	75.2
いない	23.4	15.2	16.8

医療について感じていることは、「とくにない」を除いた上位項目を障がい別で見ると、身体障がい者と知的障がい者では、「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」、手帳等所持者以外では「医師からわかりやすい説明をしてほしい」が最も割合が高く、精神障がい者と難病患者では「医師からわかりやすい説明をしてほしい」と「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」が同率となっています。

■障がい者アンケート／医療について、ふだん感じていること（数値は%）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	手帳等所持者以外
上位	障がいのことに詳しい医師がいてほしい 20.2	障がいのことに詳しい医師がいてほしい 41.5	医師からわかりやすい説明をしてほしい どの病院で診てもらった方がいいのか、わからない 20.5	障がいのことに詳しい医師がいてほしい 医師からわかりやすい説明をしてほしい 21.4	医師からわかりやすい説明をしてほしい 66.7

障がい者のこうした意見を医療機関や薬局などの関係機関に提供し、それぞれの機関において、日々の業務改善に活用してもらう必要があります。

精神疾患で治療している人が手帳所持者以外にも多くいることも踏まえ、精神疾患に対応できる保健・医療・介護の連携、職場における従業員の心の健康（メンタルヘルス）など、県や医療機関、関係機関と協力して支援に取り組む必要があります。

(療育)

母子保健事業の乳幼児家庭への全戸訪問や乳幼児健康診査において、発達の遅れや病気の早期発見に努めており、必要な場合は、障がい児福祉事業の児童発達支援につなげています。

虐待を未然に防ぐため、母子健康手帳の交付や健診・相談の場面において、妊娠期から要支援家庭の早期把握に努めています。

今後も引き続き、発達の遅れや病気を早期に発見し、適切な治療や支援に早期につなげることで、虐待の未然防止に向けて要支援家庭の早期把握が必要です。

国では、全国で医療的ケアを必要とする障がい児（人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの必要な子ども。重症心身障がい児含む）の受け皿づくりを進めようとしています。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○ みやぎ県南中核病院企業団を拠点とする地域医療体制、救急医療体制の継続○ 医療関係機関による医療の質の向上への継続的な取り組み○ みやぎ県南中核病院企業団と仙南地域自立支援協議会との連携による在宅医療と介護との一層の連携○ 医療費助成（自立支援医療費支給、障害者医療費助成など）の継続と制度の周知
子どもの発達や要支援家庭への早期支援の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 母子保健事業による支援の必要な子どもや家庭の早期把握の推進○ 保育所、幼稚園、小・中学校と連携し、支援の必要な子どもや家庭の早期把握の推進○ 保育所、幼稚園、小・中学校と連携し、家庭内の事故やスポーツ事故の発生防止に向けた情報発信○ 保健師の病気や障がい及び障がい者に関する知識と支援技術の向上○ 仙南地域自立支援協議会を中心に医療的ケア児の受け皿の検討○ 障がい児福祉事業の実施体制の構築

施策	重点事業
精神疾患の予防と 早期治療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保健と連携し、児童期や思春期の心の健康づくりの推進 ○ 職場における従業員の心の健康（メンタルヘルス）を促進するため、県や関係機関と連携した啓発活動の実施 ○ 改正自殺対策基本法に基づき、本町で策定する「自殺予防対策計画」において精神保健を位置付け、関係機関と連携して予防対策を推進 ○ 心の病気に関する未治療者及び医療中断者を対象に、県と連携して多職種チームによる早期介入及び早期支援を実施



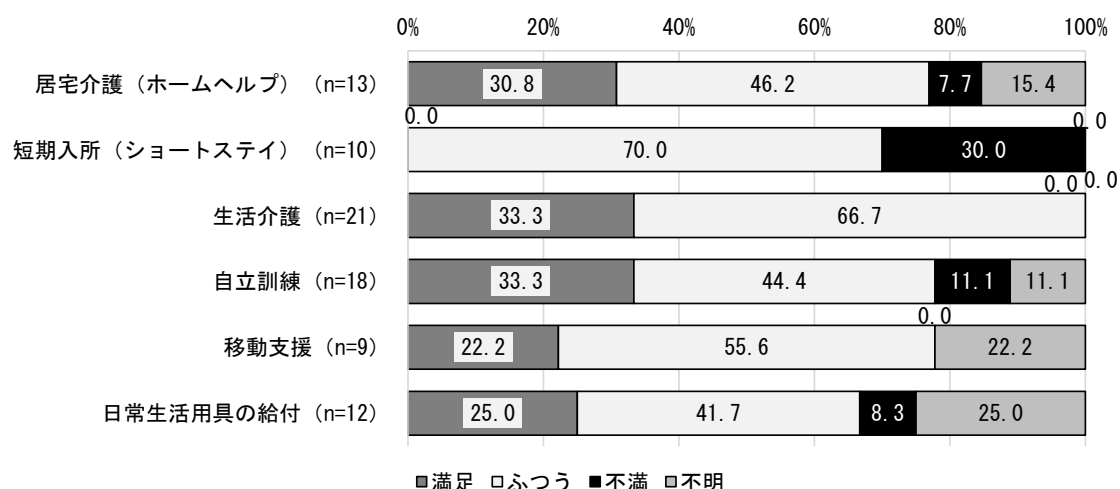
方針5 生活支援と支えあい活動の充実

(生活支援)

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、町内外のサービス事業所と連携して、障害者総合支援法に基づくサービス・事業の提供に努めています。

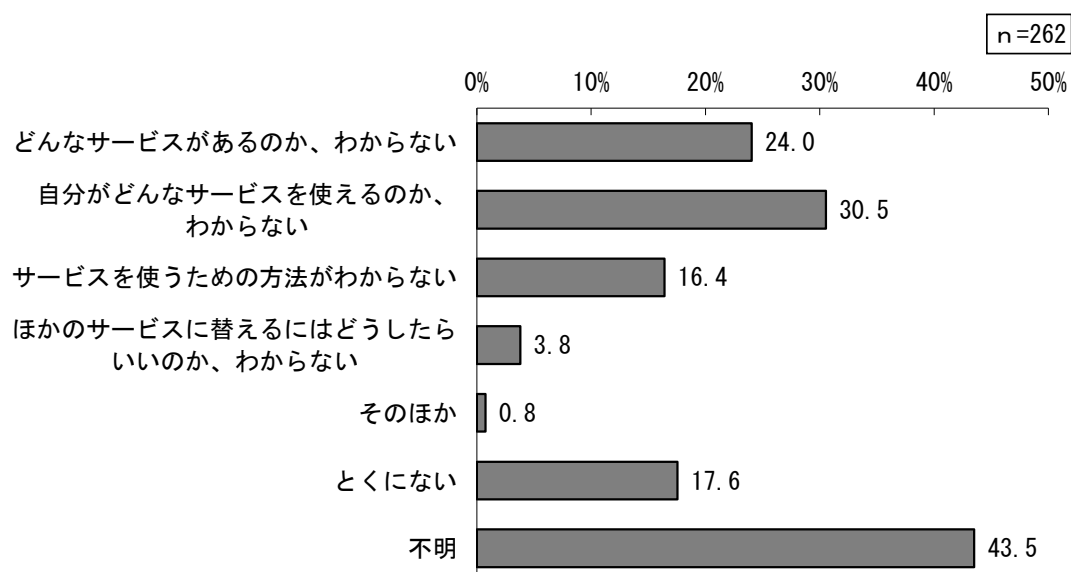
障がい者アンケートでは、利用している在宅サービスの満足度は、すべてのサービスで「ふつう」が最も高く、特段の不満はみられません。なお、短期入所（ショートステイ）は、「満足」の回答がなく、「ふつう」が70.0%となっています。

■障がい者アンケート／利用している在宅サービスの満足度（数値は%、n＝回答者数）



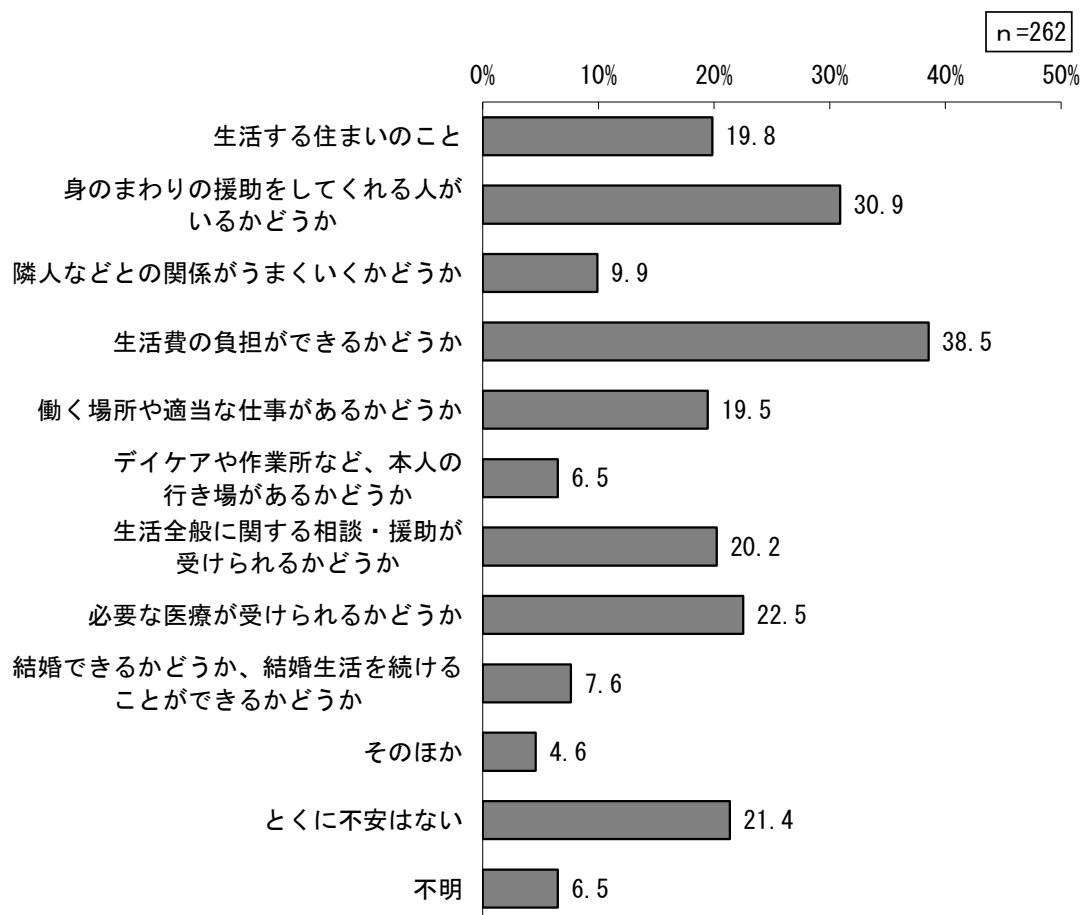
障がい者アンケートによると、サービス利用の不安は「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」が最も割合が高く、次いで「どんなサービスがあるのか、わからない」となっています。

■障がい者アンケート／サービス利用の不安（数値は%、n＝回答者数）



障がい者アンケートから、これからの生活で最も不安なことに「生活費の負担ができるかどうか」を挙げています。

■障がい者アンケート／これからの生活でとくに不安なこと（数値は%、n=回答者数）



こうした障がい者の意向を踏まえ、今後も引き続き、サービスの内容や利用要件などの一層の周知とともに、不足しているサービス提供に向けて、仙南地域自立支援協議会で検討することが必要です。

また、障がい者の切実な意向に応えることができるよう、障がい者の暮らしを支える基盤として、生活費の負担を軽減する取り組みの検討も必要です。

(支えあい活動)

地域支援事業において手話奉仕員養成研修を行い、手話奉仕員として町の事業などに協力していただくことを検討しています。

障がい者アンケートでは、ボランティア援助に対する利用意向は、「うけたい」と「うけたくない」とともに平成 23 年、平成 29 年の調査から徐々に上昇しています。なお、「うけたくない」の割合が高い状態が続いています。

■障がい者アンケート／ボランティア援助に対する利用意向（無回答は非表示）（数値は%）

	平成 23 年	平成 29 年	令和 2 年
うけたい	17.3	18.4	22.5
うけたくない	25.2	29.2	34.4
どちらともいえない	50.5	46.0	38.2

ボランティアから最もうけたい援助は、全体では「病院などへの送迎」、「部屋の掃除、庭の手入れ」の割合が高くなっています。なお、障がいの種類別でみると、種類ごとにうけたい支援が異なる結果となっています。

■障がい者アンケート／（うけたい方のみ回答）ボランティアからうけたい援助（数値は%）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
1 位	病院などへの送迎 46.2	話し相手、相談相手 病院などへの送迎 43.8	話し相手、相談相手 80.0	部屋の掃除、庭の手入れ 家屋内外などの簡単な修理 66.7

※「手帳等所持者以外」は該当者なし

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
障がい者のニーズに応じた支援・サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気や障がいに適切なサービス・事業を本人の希望に沿って提供できるよう、仙南地域自立支援協議会においてサービス事業所にサービス・事業の提供の働き掛け ○ 在宅生活の希望に対し、在宅生活の継続・移行の受け皿となるグループホームの充実、賃貸住宅などへの入居支援、包括的な地域支援体制の充実 ○ 仙南地域自立支援協議会を中心に、提供するサービス・事業の安全性と質の向上への取り組み
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障がい者対象に、タクシー料金の一部助成（重度障害者タクシー利用助成）の継続 ○ 在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者対象に、酸素濃縮器利用のための電気料金の一部助成（在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業）の継続 ○ 身体障害者手帳の交付対象とならない、聴力レベルが軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成（難聴児補聴器購入助成事業）の継続
介助者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介助者自身の高齢化に備え、本人と介助者双方の健康維持（疾病予防、介護予防）と生活全般への支援の連携強化 ○ レスパイト機能（介助者の負担軽減）のある緊急時の短期入所サービスなどの充実 ○ 障がい者団体、ボランティア団体との協力による、本人同士や介助者同士の交流機会の充実
支えあい活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動や相談支援事業所などとの協力による見守り活動の推進 ○ 地域活動やボランティア団体などとの連携による、多様な主体がかかわる支えあい活動の充実 ○ 困難な課題を抱え、支援を必要とする障がい者を早期に発見する町民主体の地域福祉活動の活性化 ○ 誰でも支えあい活動を行うためのツールとして、地域支援事業として平成30年度にヘルプカードの作成、希望する障がい者への配付

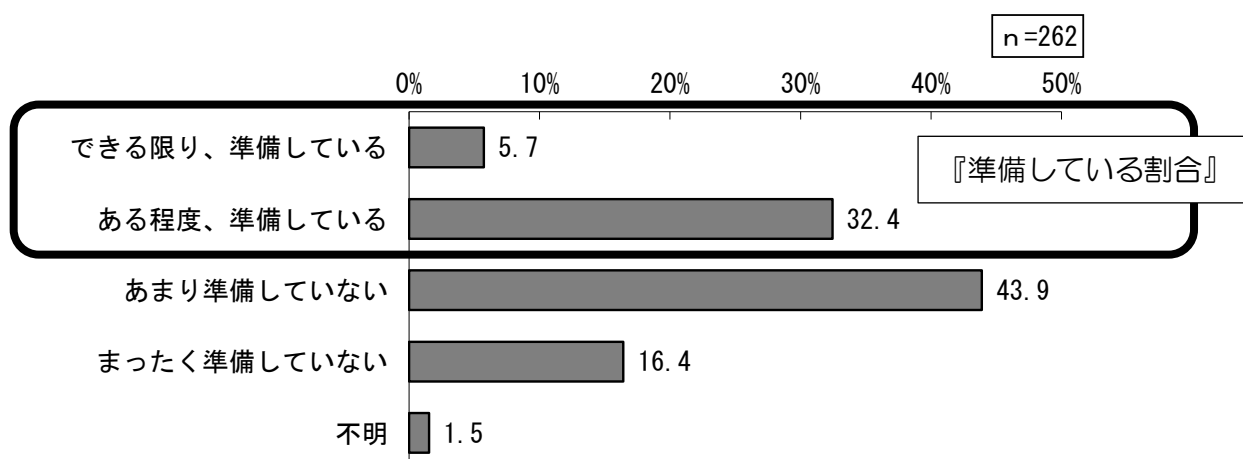
方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり

(防災対策)

障がい者アンケートによると、災害に備えて『準備している割合』が38.1%と低いことがわかります。

東日本大震災の教訓を活かすため、いわゆる“災害弱者”と呼ばれる難病患者や障がい者に対して、日頃からの防災対策の啓発に再び力を入れることが重要です。

■障がい者アンケート／災害に備えた準備（数値は%、n＝回答者数）



地域の防災対策として、町内の40行政区（全43行政区）で自主防災組織が設立しています。平成27年度からは個人情報保護に配慮した上で、災害時要支援者名簿を自主防災組織に配付しています。

この他に、指定避難所や各行政区長に防災行政無線を配備し、情報通信体制を整備しました。また、消防署など関係機関と連携し、ひとり暮らし高齢者世帯の定期的な住宅防火診断、緊急時の災害時要支援者支援制度の体制構築、登録制メールによる防災情報の配信、木造住宅耐震改修工事助成事業も実施しています。

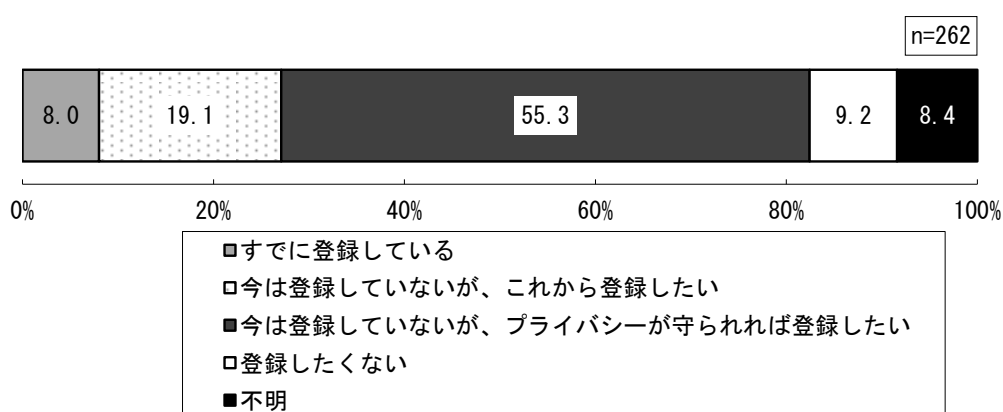
（緊急時の避難支援）

障がい者とその家族にとって特に重要な緊急時の避難支援について、毎年度、民生委員・児童委員に依頼し、避難行動要支援者登録台帳を更新するとともに、避難時に周囲から支援を受けることを予め登録する制度（災害時避難行動要支援者情報登録制度）の普及を図っています。

障がい者アンケートでは、災害時避難行動要支援者情報登録制度への『登録済み』、『登録意向あり』が82.4%であり、プライバシー保護を前提条件として登録率をさらに高めていくことが必要です。

■障がい者アンケート／災害時避難行動要支援者情報登録制度への登録意向

（数値は%、n = 回答者数）



（地域の安全対策）

誰もが安心して外出できるよう、町道新設の際の歩道の確保や道路段差の解消、交通安全施設の設置、障がい者用トイレの普及、福祉有償運送サービスとデマンドタクシー（障害者手帳の提示で料金割引）の継続など、施設のバリアフリー化と外出しやすい環境づくりを進めています。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
障がい特性を考慮した防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災活動や防災訓練への障がい者の参加促進（障がい者自身の危機管理意識の向上、障がい者と近隣住民との交流機会の拡大） ○ 災害時避難行動要支援者情報登録制度への登録促進 ○ 難病患者や障がい者が安全に避難生活を送る福祉避難所の確保 ○ 避難行動要支援者の個別計画策定と支援体制の充実
障がい者を守る安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携し、障がい者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などの被害防止に向けて、消費生活に関する知識の普及、定期的な情報提供、消費生活相談窓口の周知
病気や障がいに配慮した住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設や住宅、歩行空間において、誰もが使いやすい考えを設計段階から導入するユニバーサルデザインの推進 ○ 音響信号機や誘導ブロックなど、障がい特性に配慮した交通安全施設の整備促進（国や県と連携） ○ 民間施設のユニバーサルデザイン導入に向けた事業者への啓発 ○ 障がい者団体などと協力し、病気や障がい及び障がい者の視点を取り入れた生活環境の点検（バリアフリーマップ、危険箇所マップ作成など） ○ 住宅改修費用の助成、技術的支援などによる住宅のバリアフリー化の推進 ○ 社会福祉協議会の福祉用具貸出事業の利用促進 ○ 福祉有償運送サービス、デマンドタクシー（障害者手帳の提示で料金割引）の利用促進

目標3 みんなが参加するまちへ

■□目指す姿□■

心身の成長に合わせた教育と支援を保育所、幼稚園、小・中・高校を通じて総合的に提供し、障がい児の自立する力を育成します。

障がい者自身の主体的な活動の促進、地域における合理的配慮の普及、福祉・教育・産業の横断的な連携による多様な就労機会の確保を通じて、障がい者の精神的・経済的な自立を支えます。

■□方針と施策□■

方針	施策
方針7 障がい児の保育と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児保育の推進 ○ 学校及び地域の教育環境の充実 ○ 特別支援教育の充実
方針8 障がい者の自立を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の自主活動への支援 ○ 障がい者が参加しやすい地域活動の推進 ○ 多様な働き方への支援 ○ 障がい者雇用の促進

■□目指す姿の目安となる指標□■

指標	基準 (H29)	目標 (R5)	出典
「個別の教育支援計画」作成	就学する障がい児全員	就学する障がい児全員	実績
一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援サービスの実利用人数	12人 (平成29年度末見込み)	14人 (令和2年度末) (※)	実績

※令和5年度末の目標は、第6期障がい福祉計画（令和2年度策定予定）に準ずる

方針7 障がい児の保育と教育の充実

(保育、教育体制)

町立保育所では集団保育の可能な障がい児の受け入れのため、県主催の研修に保育士が参加し、資質向上に取り組んでいます。

発達面で支援の必要な子ども(診断を受けた、疑いがある)を対象に、心理士、保健師、角田支援学校教諭が必要に応じて訪問して、成長の様子を把握しています。

町内の小・中学校では通常学級と特別支援学級の共同授業や交流が行われており、必要に応じて支援員のサポートが受けられる体制となっています。また、放課後児童クラブでも障がい児を受け入れています。

障がい児の保育所への入所や進学に際し、町役場、相談支援事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、サービス事業所と連携した相談支援体制を構築しています。

(障がい児の指導)

障がい者アンケート(保護者回答)では、障がい特性を理解した職員の対応に関する一定の評価は、児童生徒それぞれの状況に応じて、回答が分散しています。

■障がい者アンケート/障がい特性を理解した保育士、教職員、補助員への評価(保護者回答)

(数値は人数)

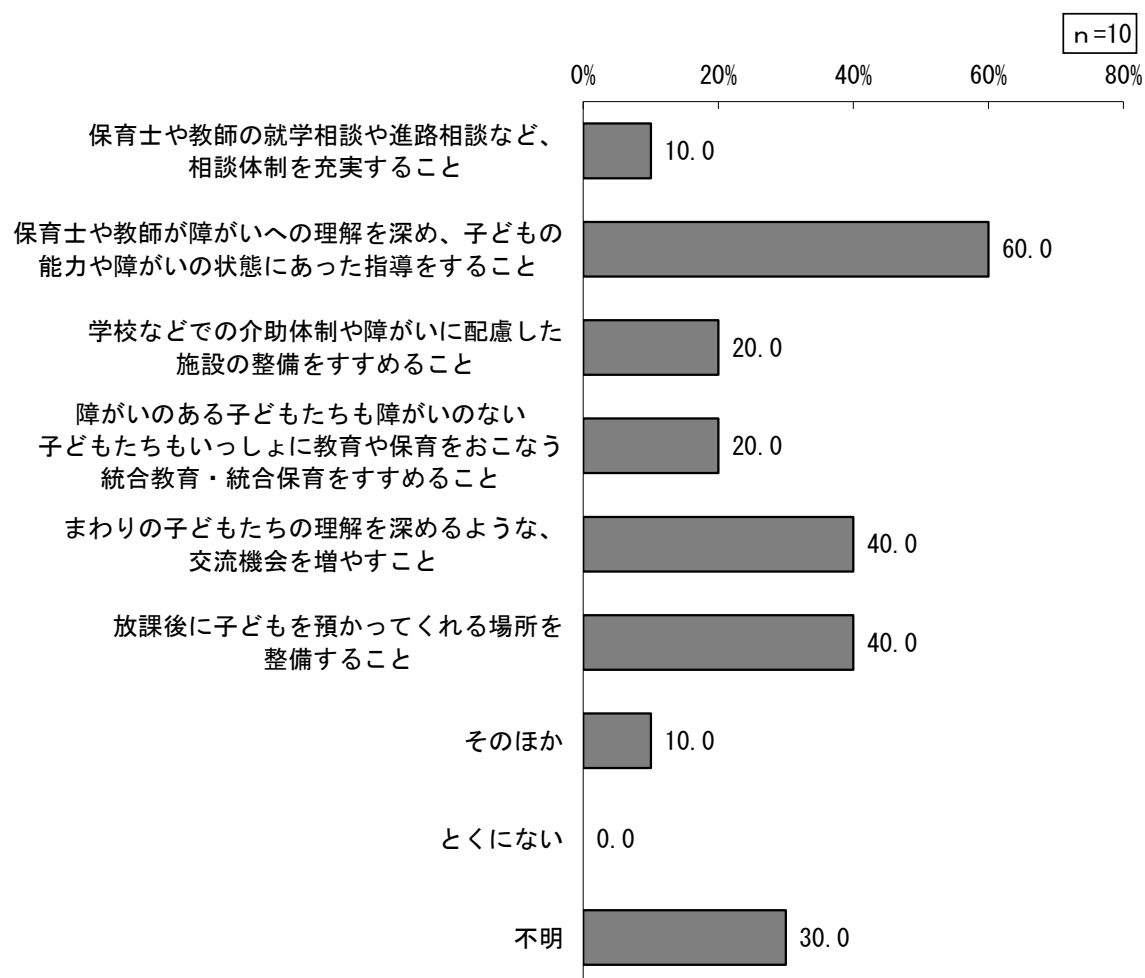
	十分にできている	ある程度、できている	どちらともいえない	あまりできていない	まったく、できていない
保育士の対応	0	0	1	1	0
幼稚園の教職員の対応	1	0	0	1	0
小・中学校の教職員の対応	1	0	2	2	1
小・中学校の補助員の対応	1	1	1	1	1

※回答の得られた人数のみ表示

近年、全国的に注意欠陥・多動性障がい（ADHD）や学習障がい（LD）などを
含め、発達障がいやその可能性のある児童生徒が増加しています。

こうした社会的背景もあり、障がい者アンケート（保護者回答）では、保育所、幼
稚園、学校への期待として「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や
障がいの状態にあった指導」が高くなっていると考えられます。

■障がい者アンケート／保育所、幼稚園、学校への期待（保護者回答）（数値は%、n＝回答者数）



■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士、幼稚園教職員の適正配置による、集団保育が可能な障がい児の受け入れと障がい特性に配慮した保育の充実 ○ 保育士、幼稚園教職員の病気や障がい及び障がい者に関する定期的な研修の継続 ○ 保育所、幼稚園における専門家による訪問事業の継続 ○ 進学に際し、保育所、幼稚園、小学校との連携強化
学校及び地域の教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」の作成、一貫した教育的支援の実施 ○ 児童生徒の希望に基づく進路の選択に向けた指導及び支援の実施 ○ 授業、休み時間、給食時間、放課後など様々な場面への学校ボランティアの導入の検討 ○ 保育所、幼稚園、学校における道徳教育や人権教育の充実 ○ 障がい児の放課後等デイサービスの充実
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の小・中学校での通常学級と特別支援学級の共同授業や交流学习の継続 ○ 必要に応じて支援員のサポートの継続 ○ 児童生徒の希望に基づく教育と進路の選択に向けて、「個別の指導計画」や「個別の移行支援計画」を必要に応じて作成 ○ 病気や障がい及び障がい者に配慮した学校施設の整備、学習を支援する情報機器などの計画的な整備・更新

※用語説明

■個別の教育支援計画

個別の教育支援計画とは、福祉、医療、労働などの関係機関が連携して、障がいのある幼児や児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画。中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成する。

■個別の指導計画

個別の指導計画とは、障がいの状態などに応じ、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」などを踏まえて、より具体的に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法などを盛り込んだ指導計画。

■個別の移行支援計画

個別の移行支援計画とは、教育機関が中心となって作成する個別の教育支援計画のひとつで、学校を卒業して社会へ出る時期の移行期に作成する。

(出典：宮城県特別支援教育将来構想 平成27年2月)

方針8 障がい者の自立を支える環境づくり

（地域活動）

地域で自発的な活動を主催する関係団体への事業費助成を通じて、障がい者の自主的な活動を支援してきました。団体が主催する活動のひとつであるコミュニティサロンは、精神障がい者の集いの場となっています。その一方で、会員数の減少によって活動を休止する団体も現れています。

今後は、関係団体の活動継続に向けて、関係団体が活動しやすい環境づくりをさらに進めることが必要です。それと同時に、地域行事やイベントに障がい者（児）が参加しやすい工夫や合理的配慮（※）の普及に積極的に取り組むことが重要です。

※用語説明

合理的配慮とは、障害者差別解消法で定められた規定。役所や事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別に当たる。

（障がい者自身の活動）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定により、障がい者のスポーツへの関心は高まっています。令和2年に新型コロナウイルス感染症の流行により開催は延期となりましたが、これまで行ってきた活動や国際大会、芸術・文化活動により、障がい者アンケートにおいて、特に17歳以下では地域の行事や文化・スポーツ活動への参加意向が高いことがうかがえます。

■障がい者アンケート／地域の行事、文化・スポーツ活動への参加意向（数値は%）

		回答者数 (人)	できるかぎり、 参加していきたい	参加したいが、 できない	参加する気持ちは ない	無回答
年齢	0～6歳	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	7～17歳	9	55.6	11.1	22.2	11.1
	18～29歳	17	41.2	0.0	52.9	5.9
	30～39歳	31	22.6	25.8	51.6	0.0
	40～49歳	28	17.9	3.6	75.0	3.6
	50～59歳	34	32.4	11.8	52.9	2.9
	60～64歳	15	46.7	0.0	40.0	13.3
	65歳以上	123	26.0	17.1	42.3	14.6

今後は、公民館や世代交流いきいきプラザの活動を中心に、関係団体と連携しながら、障がい者スポーツ（パラスポーツ）の普及、障がい者の芸術・文化活動の活性化を図る取り組みが期待されています。

（就労）

障がい者アンケートによると、将来を含めた就労意向は知的障がい者と精神障がい者で50%台、手帳等所持者以外で66.7%と高くなっています。

■障がい者アンケート／3年先あるいは学校卒業後の働く気持ち（項目を抜粋）（数値は%）

	回答者数 (人)	将来を含めた就労意向		
		正社員やパート・ アルバイトとして 企業やお店などで 働きたい	施設や作業所で 働きたい	左記の 合計
身体障がい者	173	10.4	4.6	15.0
知的障がい者	53	34.0	20.8	54.8
精神障がい者	39	33.3	17.9	51.2
難病患者	14	21.4	0.0	21.4
手帳等所持者以外	3	33.3	33.3	66.7

こうした障がい者の就労意欲を後押しするため、仙南地域自立支援協議会、特別支援学校、通所施設、ハローワーク、県南障害者就業・生活支援センター「コノコノ」などと連携して、一般就労への支援と障がい者雇用の企業開拓に取り組んでいます。また、一般就労が困難な障がい者の働く場や日中活動の場として、大河原町福祉作業所さくらが活動しています。

国が目指す「一億総活躍社会」に向けて、仙南地域自立支援協議会を中心に、県、サービス事業者、関係機関の一層の連携、障がい者雇用の企業開拓が必要です。

また、行政機関としての町役場、町教育委員会の障がい者雇用率の向上も必要です。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
障がい者の自主活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の活動を支援する関係団体のニーズ把握と、効果的な活動支援策の検討 ○ 障がい者のスポーツ・芸術・文化の活動機会、練習成果を發揮する機会の充実 ○ 障がい者のスポーツ・芸術・文化の指導者の確保・育成 ○ 障がい者も利用しやすい施設・設備の計画的な整備
障がい者が参加しやすい地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動の主催者を対象に、障がい者の参加を実現する合理的配慮の研修の実施（地域行事、学校行事、防災訓練、環境美化、スポーツなど） ○ 障がい者が参加する地域活動、防災活動などに向けて、各組織への働き掛け ○ 障がい者の居場所づくり、介助者同士の交流する機会の充実 ○ 障がい者のコミュニケーションを支援する手話奉仕員などの養成と利用促進 ○ 障がい者（児）の外出や移動を支援する事業の充実
多様な働き方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般就労を目指す就労移行支援の利用者増加への取り組み ○ 平成 30 年度から創設される就労定着支援を提供するサービス事業所の確保 ○ 一般就労が難しく、就労意欲の高い障がい者の支援に向けて、大河原町福祉作業所さくらの活動支援、就労継続支援サービス事業所の充実 ○ 企業や関係団体に対する障害者優先調達推進法の周知と活用促進（障がい者施設や障がい者雇用企業の物品の優先購入）
障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業に対し、障がい者雇用支援制度の周知と活用促進（トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）、ジョブコーチ（職業適応援助者）、職場適応訓練職親制度など） ○ 県、関係機関、産業団体と連携し、障がい者本人や介助者の状況に応じた就労環境実現への働き掛け（柔軟な勤務態勢、合理的配慮の提供、周囲の理解） ○ 町役場、町教育委員会の障がい者雇用率の向上 ○ ハローワーク、関係団体、学校などにおける障がい者雇用に関する企業情報の共有化と障がい者への提供

(参考) 内閣府「合理的配慮等具体例データ集(全般)」

○代表的な合理的配慮	×不当な差別的取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1. 困っていると思われるときは、まずは声を掛け、手伝いの必要性を確かめてから対応する 2. 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする 3. 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする 4. 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる 5. 意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器(タブレット端末等)等を活用する 6. 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する 7. 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する 8. 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する 9. 精算時に金額を示す際は、金額がわかるようにレジスターまたは電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等に書く、絵カードを活用する等して示すようにする 10. お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類ごとに直接手に渡す 11. 重症心身障害や医療的ケアが必要な方は、体温調整ができないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害を理由に窓口対応を拒否する 2. 障害を理由に対応の順序を後回しにする 3. 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む 4. 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む 5. 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする 6. 「障害者不可」、「障害者お断り」と表示・広告する 7. 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり、評価に差を付ける 8. 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話し掛ける

第3部 障がい福祉計画〔第6期〕

第1章 令和5年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

国の方針は、令和5年度末時点の施設入所者の削減と、令和元年度末時点の施設入所者数から一定割合で地域移行者を増やすことを数値目標として定めています。

本町では、国の方針を念頭に置き、地域生活移行の環境づくりに努めます。

項目	目標	国の考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	23人	実績
令和5年度末の施設入所者数 (B)	21人	
【目標値】 地域生活移行者数 (施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数) (令和元年度末入所者数に対する移行人数割合)	2人 (8.7%)	令和元年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。(前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。)
【目標値】 削減見込数 (A - B) (削減率)	2人 (8.7%)	施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。(前回計画の未達成割合を追加前)



成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①地域包括ケアシステムの構築の協議の場と設置状況

国は、市町村を中心に当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制が構築できるよう、令和5年度末までにすべての市町村に体制関係者協議の場を設置することを方針としています。

今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、取り組み体制の確立を目指します。

項目	概要	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。	年1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。	保健、医療 福祉、介護 関係者
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。	年1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人
精神障害者の地域定着支援利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	5人
精神障害者の自立生活援助利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標は「障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備」であり、国の方針は、「令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」としています。

本町では、支援のための機能をひとつの拠点に集約する「多機能拠点整備型」の拠点を、令和2年4月1日から仙南地域に1か所設置しています。

今後は、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、毎年1回、検証・検討を行います。

概 要	目 標
各市町村または各圏域に少なくとも一つ設置	1か所整備済み (仙南圏域)
設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(年1回以上)	年1回

成果目標4 福祉施設からの一般就労移行

①一般就労移行

国の方針は、福祉施設の利用者から一般就労した人数を令和元年度実績から一定割合で増やすことを数値目標として定めています。

本町では、国の方針を念頭に置き、一般就労移行の環境づくりに努めます。

項 目	目 標	国の考え方
令和元年度の一般就労移行者数	2人	年間実績
【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合)	5人 (250%)	令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
うち就労移行支援事業	1人	令和元年度実績(0人)の1.3倍以上
就労継続支援A型事業	2人	令和元年度実績(1人)の1.26倍以上
就労継続支援B型事業	2人	令和元年度実績(1人)の1.23倍以上

②一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

令和3年度から導入される一般就労に移行する就労定着支援の目標です。国は、就労定着支援の活用により、一般就労に移行することを進めています。

本計画では国の方針を踏まえ、町内外の障害福祉サービス事業所や関係機関と一層の連携を図り、令和5年度末までに就労定着支援事業の利用者が70%以上になることを目指します。

そのため、本町では障がい者本人の就労意欲を後押しするために、障がい者本人、学校、仙南地域自立支援協議会、サービス事業所、近隣の企業経営者との一層の連携を図り、就労移行支援の利用者の増加を目指します。

項目	目標	国の考え方
【目標値】 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	70%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所

令和3年度から導入される就労定着支援の目標です。国では就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。

本計画では国の方針を踏まえ、主に仙南圏域の就労定着支援事業との連携により、令和5年度末までに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の70%以上になることを目指します。

項目	目標	国の考え方
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制について、地域生活支援拠点等が有する拠点5機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の更なる整備と連携により、充実・強化等に取り組みます。

項目	目標	国の考え方
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	1回実施	令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
【目標値】 専門的な指導・助言件数	1件	
【目標値】 人材育成の支援件数	1件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	1回	

成果目標6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、国は、都道府県及び市町村に、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが望ましいとしています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

そこで、これらの取り組みを通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、以下の取り組みを実施するための体制構築を進めていきます。

項目	概要	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	障がい福祉担当職員 全員
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	実施体制：あり 実施回数：（随時）

第2章 障害福祉サービス

1 利用見込みの基本的な考え方

第6期計画期間における各サービスの利用見込みは、住民基本台帳人口を基にした推計人口（コーホート変化率法で算出）と令和元年度の手帳所持者数、各サービスの利用率、1人当たりの利用回数・日数を基に算出しました。

なお、これまで実績がないサービスや施策的に設定が必要なサービスについては、個々の状況に応じて設定しました。

■障害福祉サービス分類

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは下表の5つに分類され、障害支援区分の認定を受けた障がい者が障害福祉サービスの対象となります。

サービス事業所は、障害者総合支援法に基づく指定を受ける必要があります。

訪問系サービス 障がい者の自宅に訪問して行うサービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス 昼間の活動を支援するサービス	(1) 生活介護 (2) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型） (3) 就労移行支援 (4) 就労継続支援（A型、B型） (5) 就労定着支援 (6) 療養介護 (7) 短期入所
居住系サービス 地域での生活基盤である居住の場を提供するサービス	(1) 自立生活援助 (2) グループホーム（共同生活援助） (3) 施設入所支援
相談支援	サービス利用計画の作成 地域移行を支援するサービス
その他サービス	身体機能を補う補装具費の給付 自立支援医療費の支給

2 訪問系サービス

■サービス概要

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

居宅介護は、ヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。また、入院した医療機関においての支援も可能となります。

同行援護は、重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がい者などに対し、移動時及びそれに伴う外出先での援護を行います。

行動援護は、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援は、介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

居宅介護を中心に、同行援護も利用されています。

なお、平成30年度以降は、重度訪問介護、行動援護の利用実績はなく、重度障害者等包括支援は提供する事業所がありません。

今後は、居宅介護、同行援護を中心に、手帳所持者の推移に合わせて利用者数、利用量ともに増加するものとします。

サービスの提供に当たっては、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間分	285	262	300	300	310	310
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	20	25	27	27	28	28

（単位は1か月当たりの平均利用時間、実利用人数）

※令和2年度は見込み

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービス概要

生活介護は、常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は平成30年度で44人、令和元年度実績で47人と増加しています。

今後は、利用の伸びはある程度抑えられるものの、手帳所持者の推移に合わせて利用者数、利用量ともに緩やかに増加するものとします。

そのため、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	850	991	990	990	1,010	1,010
	人	44	47	50	50	51	51

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2年度は見込み

(2) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型）

■サービス概要

自立訓練は、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練は身体障がい者、生活訓練及び宿泊型は知的障がい者と精神障がい者が対象の事業です。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

機能訓練の利用実績はありません。生活訓練の利用者は令和元年度までは毎年1人でしたが、令和2年度には3人に増える見込みです。また、宿泊型の利用者は毎年1人で推移しています。

今後は、特別支援学校の卒業生などの利用を想定し、機能訓練は利用を見込み、生活訓練は、令和2年度の見込みが当面続くものとします。また、宿泊型についてはこれまでと同じ利用者数を見込みます。

そのため、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手段的確保に努めます。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	16	16	16
	人	0	0	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	23	23	25	25	25	25
	人	1	1	3	3	3	3
自立訓練（宿泊型）	人日分	31	31	31	31	31	31
	人	1	1	1	1	1	1

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2年度は見込み

（3）就労移行支援

■サービス概要

就労移行支援は、一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は平成30年度で6人、令和元年度実績で7人、令和2年度は9人が見込まれており、増加が続いています。

今後は、これまでの利用実績から、平均的な実績がそのまま推移するものとします。

そのため、仙南地域自立支援協議会と引き続き連携し、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	人日分	90	114	130	130	130	130
	人	6	7	9	9	9	9

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2年度は見込み

(4) 就労継続支援（A型、B型）

■サービス概要

就労継続支援（A型、B型）は、一般企業などでの就労が困難な障がい者に働く場を提供しながら、知識や能力向上に必要な訓練を行うサービスです。

A型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）、B型は雇用契約をしない従来の授産施設や作業所のような形態のサービスです。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

就労継続支援（A型）の利用者は令和元年度実績で11人、令和2年度には13人が見込まれており、毎年度、増加しています。

就労継続支援（B型）の利用者は令和元年度実績で49人、令和2年度には50人が見込まれており、毎年度、増加しています。

今後は、手帳所持者の推移に合わせて、A型は同数、B型は緩やかに増加するものとしてします。

そのため、仙南地域自立支援協議会と引き続き連携し、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日分	188	227	250	250	250	250
	人	10	11	13	13	13	13
就労継続支援（B型）	人日分	866	981	980	980	1,000	1,000
	人	47	49	50	50	51	51

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数）

※令和2年度は見込み

(5) 就労定着支援

■サービス概要

対象は、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている障がい者です。

支援内容は、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関（障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会など）との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を実施します。

具体的には、企業や自宅への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題を把握し、解決に向けて企業や関係機関と必要な連絡調整、指導・助言などの支援を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

平成30年度に事業所が開設して以来利用者は増え、令和元年度には7人の実績がみられます。なお、令和2年度には8人が見込まれます。

事業所の開設以降利用者が急増したことから、今後は、令和2年度の見込みと同数で推移するものとします。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人	2	7	8	8	8	8

（単位は1か月当たりの実利用人数） ※令和2年度は見込み

(6) 療養介護

■サービス概要

療養介護は、医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は令和元年度実績で6人です。近年は同数で推移しています。

今後も、これまでの利用実績、見込みと同数で推移するものとし、障がい者のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	6	6	6	6	6	6

（単位は1か月当たりの実利用人数） ※令和2年度は見込み

(7) 短期入所

■サービス概要

短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

障害者支援施設などにおいて実施する福祉型、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

福祉型の利用者は、平成30年度で8人、令和元年度で5人となっており、令和2年度は10人が見込まれています。なお、近年、医療型の利用はみられません。

短期入所（ショートステイ）は、介助者の健康状態などによる緊急時のサービスとして、また、介助者自身の高齢化に伴うレスパイト機能（介助者の負担軽減）となるサービスとして、今後は、手帳所持者の推移に合わせて利用者数、利用量ともに緩やかに増加するものとします。

そのため、仙南地域自立支援協議会と引き続き連携し、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手手段の確保に努めます。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	人日分	39	33	40	40	44	44
	人	8	5	10	10	11	11
短期入所（医療型）	人日分	0	0	0	5	5	5
	人	0	0	0	1	1	1

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2年度は見込み

4 居住系サービス

(1) 自立生活援助

■サービス概要

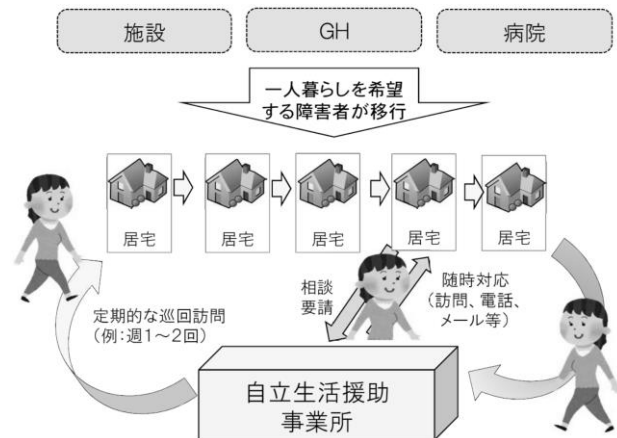
対象は、障がい者支援施設やグループホームなどを利用していた人で、ひとり暮らしを希望する障がい者です。

支援内容は、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力や生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を実施します。

具体的には、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活の様子を確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メールなどによる随時の対応も行います。

(生活の確認例)

食事、洗濯、掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納の有無、体調の変化や通院の状況、地域住民との関係 など



資料：厚生労働省

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

現在、町内及び近隣市町に事業者が設置されておらず、利用できない状態となっています。

今後は、事業所を確保し、利用者を見込みます。事業所と関係機関との連携を図り、利用者の要望に対応する事業を実施します。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0	2	2	2

(単位は1か月当たりの実利用人数)

※令和2年度は見込み

(2) 共同生活援助（グループホーム）

■サービス概要

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は令和元年度実績で 23 人であり、平成 30 年度から増加しています。なお、令和 2 年度はさらに増加し、25 人が見込まれています。

介助者の高齢化や家庭環境の変化により、自宅での生活が困難になる障がい者の増加も予想されますが、新規のサービス事業所の動きもみられないことから、令和 2 年度から緩やかな増加を見込みます。

今後は引き続き、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。また、近隣住民の障がい及び障がい者に対する理解の促進に取り組みます。

サービス	単位	第 5 期計画（実績・見込み）			第 6 期計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助 （グループホーム）	人	19	23	25	26	26	26

（単位は 1 か月当たりの実利用人数） ※令和 2 年度は見込み

(3) 施設入所支援

■サービス概要

施設入所支援は、福祉施設で暮らす人が生活する上で必要なサービスを提供します。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は令和元年度実績で 23 人であり、ほぼ横ばいで推移してきましたが、令和 2 年度には 25 人が見込まれています。

今後は、施設から地域生活への移行を進める国の方針も勘案して、利用者の減少を見込みます。

また、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。

サービス	単位	第 5 期計画（実績・見込み）			第 6 期計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所支援	人	23	23	25	24	23	21

（単位は 1 か月当たりの実利用人数） ※令和 2 年度は見込み

5 相談支援

■サービス概要

相談支援には3つのサービスがあります。

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用する、すべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後にサービスの利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業所との連絡調整などを行い、サービス利用計画の見直しを行います。

地域相談支援（地域移行支援）は、障がい者施設入所の障がい者や入院中の精神障がい者などを対象に、住居の確保及び地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域相談支援（地域定着支援）は、施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急事態に対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

計画相談支援（サービス利用計画作成）の利用者は令和元年度実績で50人です。また、地域相談支援（地域移行支援）の利用者は平成30年度に1人みられましたが、令和元年度は0人です。なお、地域相談支援（地域定着支援）は、平成30年度、令和元年度の利用実績はありません。

今後は、計画相談支援（サービス利用計画作成）は、令和2年度見込みの60人を基準に、利用者の増加を見込みます。

地域相談支援（地域移行支援）、地域相談支援（地域定着支援）は、令和2年度見込みの利用者数そのまま推移するものとします。

そのため、サービス利用や地域移行の希望を的確に把握しながら、計画的なサービスの提供に努めます。

また、相談支援専門員の資質向上と質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

サービス	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	26	50	60	60	61	62
地域相談支援 （地域移行支援）	人	1	0	1	1	1	1
地域相談支援 （地域定着支援）	人	0	0	1	1	1	1

（単位は1か月当たりの利用人数） ※令和2年度は見込み

6 その他サービス

■サービス概要

その他サービスには2つのサービスがあります。

「補装具費給付」は、身体障害者手帳の交付を受けた者が身体機能を補うために必要な義肢や装具、車いすなどを購入・修理する際にかかる費用を給付するサービスです。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由により、必要な補装具の購入、または修理を必要とするときに申請し、利用できます。

「自立支援医療支給」は、身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障がい者の自立と社会参加と更生のために必要な医療（更生医療）、精神障がいの適正な医療のために通院で受ける精神医療（精神通院医療）にかかる費用の一部を給付するサービスです。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

補装具費給付と自立支援医療費支給ともに、利用者からの申請を受けて、適正に給付してきました。

今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付を実施します。



第3章 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、障害福祉サービスとともに、地域生活支援事業を定めています。この事業は、必須事業（全国の市町村で実施する事業）と任意事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業）に分類されます。

○地域生活支援事業の種類

必須事業 （全国の市町村で実施する事業）	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業
任意事業 （市町村が地域の実情に応じて実施する事業）	(1) 日中一時支援事業 (2) 障害者虐待防止対策支援事業

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第2章 障害福祉サービス 1 利用見込みの基本的な考え方」と同様です。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がい者及び家族向けのフォーラムや研修会、民生委員・児童委員や保健協力員への研修会などの機会を通じ、町民に対して障がいへの理解をさらに深めるため、周知活動や広報活動、研修会などを行う事業です。

また、地域におけるあらゆる活動（地域行事、学校行事、福祉、防災、環境、スポーツなど）に障がい者が参加できるよう、主催団体の理解を深めるとともに、障がい者の参加しやすい環境づくりなどが挙げられます。

本町では、平成 26 年度より実施しています。また、平成 30 年度からヘルプマーク（※用語説明）を作成し、障がい者理解の普及・啓発を行っています。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

本町では、平成 26 年度より実施しています。

今後も障がい者本人の意思を尊重しながら、障がい者や家族の団体・NPO・ボランティア団体に対し、事業の積極的な活用を働き掛けます。

※用語説明

ヘルプマークは、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う事業です。

今後も現行体制を継続して実施します。

住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

今後も現行体制を継続し、きめ細かな相談への対応、相談窓口の周知や訪問、巡回による相談の受け付け、迅速な情報提供、障害福祉サービスの利用支援などを実施します。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※令和2年度は見込み

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。今後、「成年後見制度利用促進基本計画」の推進により、緩やかに利用者数が増えるものとしします。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	2	2	3	3	4

（単位は実利用人数） ※令和2年度は見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和2年度は見込み

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者派遣事業は、「一般社団法人宮城県聴覚障害者協会」、「特定非営利法人パソコン要約筆記文字の都仙台」にそれぞれ委託し、実施しています。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人	8	7	5	6	6	6
	件	81	31	24	28	28	28
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
	件	0	0	0	0	0	0

(単位は実利用人数、年間延べ件数)

※令和2年度は見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、補装具以外の日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。また、住宅改修費を給付します。

今後も事業の周知を図りながら、適切な給付を実施します。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成対象者数	人	73	58	74	75	75	76
介護訓練支援用品	件	2	0	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	3	1	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	5	1	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	6	6	9	9	9	9
排泄管理支援用具	人	56	50	50	51	51	52
住宅改修費	件	1	0	3	3	3	3

（単位は実利用人数、年間延べ件数）※令和2年度は見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声、言語機能に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行う事業として、平成25年4月から位置付けられた事業です。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業 （入門課程）	人	1	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業 （基礎課程）	人	1	1	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業 （フォローアップ研修）	人	0	0	2	2	2	2

（単位は養成講習修了の実人数） ※令和2年度は見込み

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動に必要な支援を行います。

サービス事業者（9か所）に委託して実施しています。

今後も事業の周知を図りながら、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	か所	7	7	9	9	9	9
	人	6	9	13	13	13	13
	時間	304	450	348	348	348	348

（単位は年間延べ利用時間数、実利用人数） ※令和2年度は見込み

移動支援事業 契約事業所一覧

事業所名
社会福祉法人 白石陽光園 ホームヘルプステーションぽかぽか
特定非営利活動法人 友愛さくら
特定非営利活動法人 ほっとあい
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター大河原
株式会社ジャパンケアサービス ジャパンケア大河原
株式会社ケアハウス 青葉
株式会社すりーえいち
医療法人社団 爽秋会 みのり
有限会社 ケイ サポート南桜

資料：福祉課（令和2年10月現在）

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターと相談支援事業を一体的に実施します。

〔基礎的事業〕 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を行う。

〔Ⅰ型〕 基礎的事業に加えて、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職員の配置を行い、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民のボランティア育成、障がいに対する理解促進を図る普及啓発を相談支援事業と併せて行う。

〔Ⅱ型〕 基礎的事業に加えて、雇用や就労が困難な障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスなどの生活支援を行う。

〔Ⅲ型〕 基礎的事業に加えて、従来の小規模作業所の充実を図り、障がい者のための援護を行う。

平成 19 年度から大河原町福祉作業所さくらで実施しています。(社会福祉法人大河原町社会福祉協議会を指定管理者として委託。)

今後も事業の周知を図りながら、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第 5 期計画 (実績・見込み)			第 6 期計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター 事業 【基礎的事業】	か所	1	1	1	1	1	1
	人	15	14	13	15	15	15
【Ⅲ型】	か所	1	1	1	1	1	1

(単位は 1 か月当たりの実利用人数) ※令和 2 年度は見込み

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業です。

サービス事業者（11 か所）に委託して実施しています。

今後も事業の周知を図りながら、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施か所	11	11	11	11	11	11
	実人数	25	29	23	23	23	23
	延べ回数	1,679	2,119	1,869	1,869	1,869	1,869

（単位は年間の実利用人数、延べ件数） ※令和2年度は見込み

日中一時支援事業 契約事業所一覧

事業所名
社会福祉法人 白石陽光園 県南生活サポートセンター アサンテ
社会福祉法人 白石陽光園 地域生活援助センター ポレポレ
特定非営利活動法人 ほっとあい
社会福祉法人福寿会 旭園
社会福祉法人 臥牛三敬会 第二虹の園
有限会社ケイ サポート南桜
特定非営利活動法人 あいのはな
多機能型支援センター みなみの風
独立行政法人 国立病院機構 仙台西多賀病院
社会福祉法人 陽光福祉会 医療型障害児入所施設 エコー療育園
独立行政法人 国立病院機構 宮城病院

資料：福祉課（令和2年10月現在）

(2) 障害者虐待防止対策支援事業

障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応などのために、地域の関係行政機関、障がい者の福祉、医療、司法の関係者や団体、地域住民などの支援体制の強化や協力体制を整備する事業です。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第5期計画（実績・見込み）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

第4章 円滑な事業実施のための方策

(1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会を実現することを目指します。

そのため、権利擁護制度の適切な利用を促進するなど、障がい者の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 県・広域と連携した基盤整備

国は、障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、障がい者が地域でサービスを利用できるよう、基盤整備を求めています。

本町では、県や仙南地域自立支援協議会と連携しながら、また、相談支援を中心として、障がい者などの生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障害福祉サービスの基盤整備（サービス事業所の確保、人材の育成など）を進めます。

(3) 情報提供の充実

障がい者が必要なサービスを適切に利用できるよう、また、町民の障がい及び障がい者に関する理解が進むよう、県や仙南地域自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を活用し、わかりやすくきめ細かな情報提供に努めます。

(4) 透明性の高い認定事業の実施（サービスの適正な支給決定）

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がい者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

(5) 質の高いサービスの確保

仙南地域自立支援協議会と連携して、利用者アンケートの実施、サービス事業所との情報交換、各種研修会などの実施を通して、サービスや事業における利用者の権利擁護と安全確保に最大限配慮しながら、サービスの質の向上を支援します。

平成 30 年 4 月 1 日に施行された改正障害者総合支援法により創設された情報公表制度を障がい者本人とその家族に速やかに周知し、良質なサービス選択を促すとともに、事業者自身のサービスの質の向上につなげます。

(6) 仙南地域自立支援協議会の適切な運営

障がい者や家族のニーズ（意向・要望）などの把握に努め、関係機関の連携強化や特定課題について集中的に調整できる機能の強化を進めます。

特に、障害者虐待防止に関しては、障害者虐待防止に関する対策連絡会を中心に仙南地域全体として虐待防止の根絶に向けて、より一層、取り組みます。

第4部 障がい児福祉計画〔第2期〕

第1章 基本方針

本町における、障がい児支援の提供体制の確保に向けた基本方針は次の通りです。

障がい児支援の提供体制確保の基本方針

- ①障がい児への支援を行うに当たり、障がい児本人の最善の利益（※用語説明）を考慮し、障がい児の健やかな育ちを支援します。
- ②障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。また、医療的ケアが必要な障がい児に対しても円滑な支援を行う体制を構築します。
- ③障がい児のライフステージ（人生の各段階）に沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ④あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児への支援を通して共生社会を形成します。

※用語説明 最善の利益

最善の利益とは、「児童の権利に関する条約」の基本原則であり、子どもにかかわりのあることを行うとき、子どもにとって何が最も良いことかを考え、子どもの利益が優先されなければならないという考え方。

第2章 令和5年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

成果目標1 児童発達支援センターの設置

国の方針は、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域での設置可）に1か所以上設置することです。

本町では、令和2年度現在設置していません。今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、取り組み体制を検討します。

成果目標2 保育所等訪問支援の実施

国の方針は、令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することです。

本町では、令和2年度現在、サービス事業所がなく、必要なときは近隣市町の事業所を利用することになります。今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、取り組み体制を検討します。

成果目標3 重症心身障がい児の支援事業の実施

国の方針は、令和5年度末までに、各市町村（圏域での設置可）に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することです。

本町では、対象となる未就学の重症心身障がい児がいません（令和元年度末時点）。必要なときは近隣市町の事業所を利用することになります。今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、取り組み体制を検討します。

成果目標4 医療的ケア児を支援する体制構築

国の方針は、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数を設定することです。

今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、協議の場の設定を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターとして1人の配置を目指します。

第3章 障害児支援事業

1 障害児通所支援等

(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

■事業概要

児童発達支援は、障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児等を対象に、児童発達支援センターなどからの訪問支援員が障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

医療型児童発達支援は、障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、治療などを行います。

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある子どもなどに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練及びその機会を提供します。

保育所等訪問支援は、訪問支援員が保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどを訪問し、障がいのある子ども（乳児院と児童養護施設に入所している障がい児を含む）に集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■事業の見込み、事業の確保策

本町では、令和元年度実績で、児童発達支援 10 人、放課後等デイサービス 15 人が利用しています。医療型児童発達支援と保育所等訪問支援はサービス事業所がなく、提供できていません。なお、令和2年度には児童発達支援 11 人、放課後等デイサービス 16 人の利用が見込まれています。

今後は、手帳所持者の推移に合わせて利用者数、利用量ともに増加するものとします。

保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援は、令和5年度までに事業所を確保し、利用者の要望に対応する事業を実施します。

医療型児童発達支援は、ニーズを把握しながら、実施の可能性についてサービス事業所や関係機関と協議します。

サービス	単位	第1期計画（実績・見込み）			第2期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人日分	53	49	55	60	60	65
	人	8	10	11	12	12	13
居宅訪問型児童発達支援	回	0	0	0	0	0	8
	人	0	0	0	0	0	1
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	224	208	210	236	249	262
	人	17	15	16	18	19	20
保育所等訪問支援	回	0	0	0	0	0	8
	人	0	0	0	0	0	1

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数、実施回数）

※令和2年度は見込み

2 障害児相談支援

■事業概要

障害児相談支援には、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。

障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する障がいのある子どもなどを対象に、サービスの内容などを定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定などの内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果を勘案してサービス事業所との連絡調整などを行いながら見直し、障害児支援利用計画の修正を行います。

■事業の見込み、事業の確保策

平成 30 年度から、事業利用者全員に障害児支援利用計画を作成しています。

今後は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの円滑な利用に向けて、引き続き、事業の利用者全員に障害児支援利用計画を作成するよう、見込みます。

そのため、サービス事業所の確保とともに、相談支援専門員の資質向上と質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

サービス	単位	第 1 期計画（実績・見込み）			第 2 期計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児相談支援	人	5	6	7	7	7	8

（単位は 1 か月当たりの利用人数）

※令和 2 年度は見込み

3 発達障がいのある子ども、保護者に対する支援

発達障がいのある子どもが、個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、保護者等に対する支援を行います。

■事業概要

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講

ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者が自分の子どもの行動を観察して障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶ等、保護者に養育技術を獲得させるトレーニングです。

ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者や養育者が、子どもの「行動」の理解の仕方を学び楽しく子育てする自信をつけること、グループワークを通して子育ての仲間を見つけることを目的としたプログラムです。

子どもの個性に合った更なる子育てを実現できるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講案内を行います。

②ペアレントメンターの養成

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者です。メンターは、同じような発達障がいの子どもの持つ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

ペアレントメンターに必要な研修の実施、ペアレントメンターの活動費の支援、ペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行います。

③ピアサポートへの参加

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決にともに取り組んだりする活動です。

情報を共有する場の提供や子どもの一時預かり等を実施し、活動への参加を促します。

■事業の見込み、事業の確保策

現在、本町において上記の取り組みは行われておりません。

今後は、県と連携し発達障がいのある子ども、保護者に向け事業の周知を図ってまいります。

4 医療的ケア児を支援する体制構築

国の方針は、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることです。

今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、取り組み体制を検討します。なお、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和5年度末までに1人配置します。



第 5 部 **資料編**

1 大河原町障害者計画等策定委員会委員名簿

(任期：令和2年10月1日～令和5年9月30日、敬称略)

	氏名	区分	団体名等
委員長	佐藤 秀美	学識経験者	障害者支援施設ふぼう施設長
副委員長	佐々木 喜枝	ボランティア 団体関係者	大河原町福祉作業所さくら ボランティア会会長
委員	津田 春光	障害者手帳保 持者	大河原町身体障害者福祉協会会長
委員	今井 徳治	障害者団体等 の関係者	大河原町心身障害児者親の会会長
委員	八島 哲	福祉関係者	仙南地域障がい者基幹相談支援センター 主任相談支援専門員
委員	田切 富之	福祉関係者	社会福祉法人白石陽光園 障害者就業・生活支援センター所長
委員	岩間 洋子	福祉関係者	大河原町民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会会長
委員	古山 哲也	福祉関係者	社会福祉法人 大河原町社会福祉協議会
委員	野呂瀬 怜実	事業所関係者	アイリスオーヤマ(株)大河原工場 ジョブコーチ・指導員
委員	阿部 美由紀	関係行政機関 の職員	大河原公共職業安定所 雇用指導官
委員	大久保 好美	関係行政機関 の職員	大河原町立大河原小学校 特別支援コーディネーター
委員	鈴木 真紀	関係行政機関 の職員	宮城県立角田支援学校 進路指導主事
委員	武田 幸司	関係行政機関 の職員	宮城県立船岡支援学校 進路支援部長

2 計画策定スケジュール

年月日	会議など	主な協議事項
令和2年 7月～8月	アンケートの設計 計画の策定要項の作成 現行計画の進捗調査、給付実績の実績調査	
8月～10月	アンケートの実施（配付・回収）、集計・分析 計画の作成方法検討	
10月30日	第1回 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員長、副委員長の選出 ○ 計画の策定方法、現状に関する協議 ○ アンケート報告
11月27日	第2回 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画（素案）の協議
12月2日	議会議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画（素案）の説明
12月24日～ 令和3年 1月12日	計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）	
2月18日	第3回 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメント結果報告 ○ 計画（最終案）の決定
3月	大河原町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画決定

大河原町
第3次障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

<発行年月>令和3年3月

<編集・発行>大河原町福祉課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19

電話番号 0224-53-2115

<https://www.town.ogawara.miyagi.jp>

